

【事業計画書】

〔様式2〕

鳥取県立県民文化会館の 委託業務に関する事業計画書

管理期間：令和2年4月～令和3年3月

(令和2年2月28日)

※ 表紙のデザインには、第4期（4本線）においても、文化芸術（アート）の輪により共に繋がりを大切にして鳥取県の文化振興を図りたいとの想いを込めています。

公益財団法人鳥取県文化振興財団

目 次

～はじめに～	1 頁
1 管理運営の基本的な考え方	3 頁
2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	5 頁
【施設の管理運営に関する取組】	5 頁
(1) 利用者へ提供するサービスの向上策	5 頁
(2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組	6 頁
(3) 地域の賑わい創出に向けた取組	8 頁
【文化芸術事業に関する取組】	10 頁
(4) 文化団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援を行う仕組みや体制	13 頁
(5) 施設を利用して行う文化芸術事業の事業計画、収支計画、ジャンル構成等	15 頁
(6) アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の中長期的な取組方針、事業計画、収支計画等	17 頁
(7) 県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策	24 頁
(8) 文化芸術情報の発信に関する取組	25 頁
(9) 文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組	26 頁
2-2 管理の基準	27 頁
(1) 開館時間の設定	27 頁
(2) 休館日の設定	27 頁
(3) 利用料金の設定	27 頁
(4) 利用料金の減免設定	27 頁
(5) 個人情報の保護への対応	30 頁
(6) 情報の公開への対応	31 頁
2-3 施設設備の維持管理業務について	32 頁
(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応	32 頁
(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方	32 頁
(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方	35 頁
(4) 外部委託する業務内容とその考え方	35 頁
(5) 委託先選定方法	36 頁
(6) 委託、工事請負の発注予定	36 頁
(7) 省エネルギー・省資源への取組	38 頁
2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等	39 頁
(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策	39 頁
(2) 事故・緊急時の体制・対応	41 頁
(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	42 頁
(4) その他	43 頁
2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針	44 頁
2-6 文化芸術事業にかかる自己評価手法	45 頁
3 組織及び職員の配置等	46 頁
(1) 管理運営の組織	46 頁
(2) 職員の職種等	47 頁
(3) 日常の職員配置	49 頁
(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画	50 頁
(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置	51 頁
(6) 文化芸術事業を実施していくために必要な専門職員の配置	51 頁
(7) 人材育成	53 頁
4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	55 頁
5 法人の社会的責任の遂行状況	56 頁
6 資料 1	57 頁
7 資料 2	59 頁

～ はじめに ～

今日、我が国は、少子高齢化・人口減少・グローバル化・地方の過疎化など急速な社会変化、また頻発する自然災害への対応などたくさんの課題に直面しています。

そのような中で、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」を契機として、スポーツだけではなく、文化芸術の価値を社会の中心として捉えた「文化芸術立国」を目指した様々な取組が進められています。

本来、文化芸術は、単なる愛好者の活動・鑑賞からの枠を超え、文化芸術の持つ多面的な力によって、国や地域を発展させ、社会を豊かにする役割を担ってきました。それは、常に人々に活力や誇りをもたらし、潤いを与え、愛されてきた文化芸術だからこそ出来たことであり、今後ますますその重要性は高まっています。

鳥取県においても、人口減少、少子高齢化の状況の下、地域コミュニティの希薄化や文化芸術の担い手不足等による文化芸術活動への影響が懸念されていたところですが、平成14年において開催された国民文化祭を契機として、県民一人一人が文化芸術を实践し、これに親しみ、触れ、これを支えていくことによって、心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力ある社会の実現に向け「鳥取県文化芸術振興条例」を制定し、各種取組を行っています。

また、(公財)鳥取県文化振興財団においては、県条例、国の「文化芸術振興基本法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、「文化芸術に関する基本的な方針」等を基に各種事業を实践してきました。

そのような中、平成29年度に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正されました。これにより、「年齢、障がいの有無または経済的な状況」にかかわらず全ての人々が文化活動を享受でき、また教育の重要性に鑑み、学校等、文化活動を行う団体、地域の各関連分野における連携、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが打ち出されました。また、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携を推進していくことが大切であることも掲げられたところではあります。

当財団は、今まで培ってきた県内外で活躍している様々な人々・団体との繋がりを大切に、県民誰もが文化芸術活動に参加・鑑賞出来る環境を構築していきます。また、長年にわたって育んできた素晴らしい郷土の文化を継承・発展させます。さらに、将来を担う青少年の育成を進めるために教育関係者、文化活動団体とのより一層の連携強化を図ります。新しい試みとして、今までの県内中心の事業展開だけでなく、県外での事業活動等を行なうなど次のステージを切り開いていきます。

当財団は、文化芸術の力で全ての人が心豊かになり、人と人、社会と人が繋がり、交流し、地域が元気になるための取組を計画・実践します。

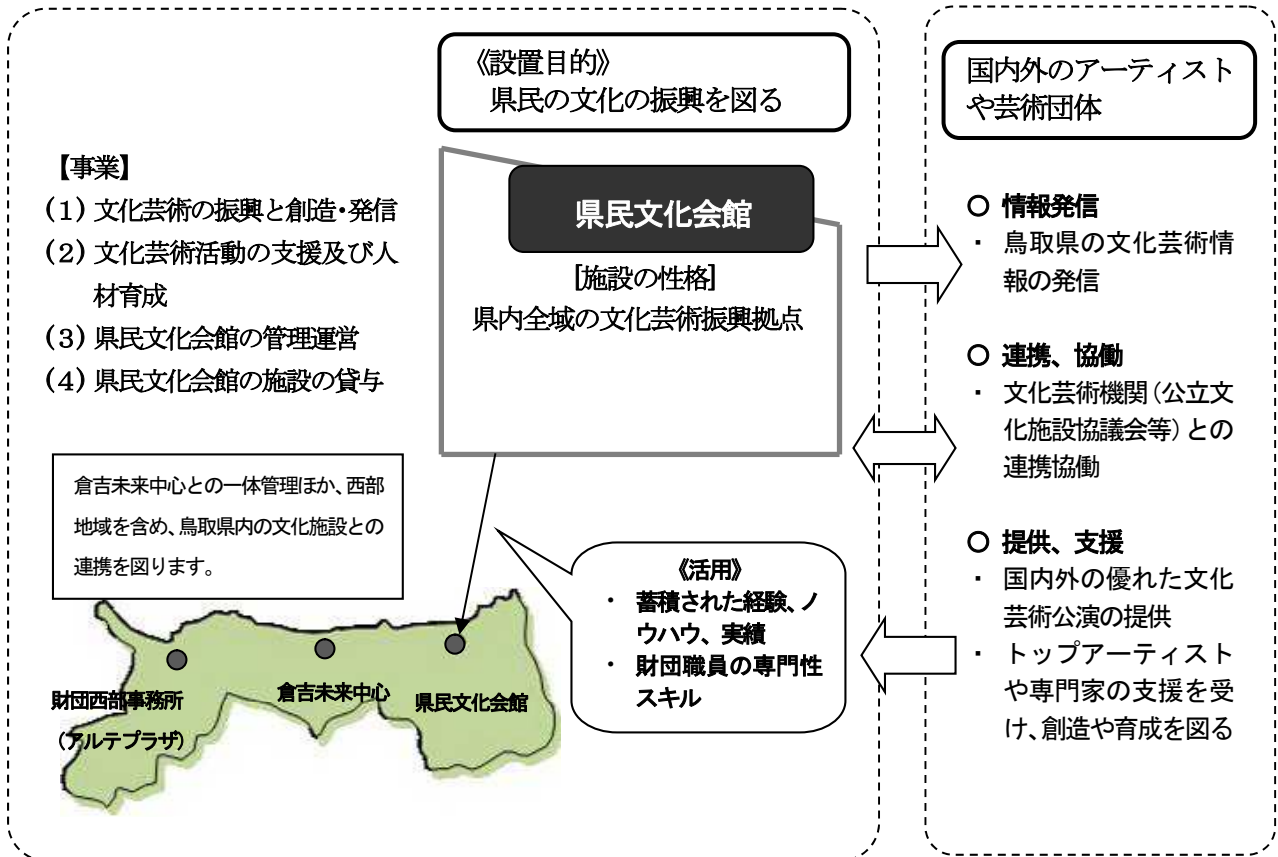
令和2年2月

公益財団法人鳥取県文化振興財団

(公財)鳥取県文化振興財団が目指す県民文化会館の役割

心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活及び個性豊かな活力ある社会の実現

<県民文化会館の役割>



公益財団法人 鳥取県文化振興財団

《目的》

- ・県民文化の育成と振興
- ・文化活動の場の提供
- ・自主的な活動の支援
- ・人と人との交流と地域の活性化

《目的達成のために行う事業》

- ・文化芸術の振興、創造及び鑑賞普及
- ・文化芸術活動の支援、人材育成
- ・文化芸術に関する情報の収集と発信
- ・文化芸術の振興に関する事業の受託
- ・文化の振興及び交流のための施設の管理運営

1 管理運営の基本的な考え方

(公財)鳥取県文化振興財団は、平成5年から鳥取県立県民文化会館(以下「会館」という。)を管理運営するとともに、さまざまな文化振興事業を行い、県民の皆様へ文化的公共サービスを提供してきました。この25年間に蓄積された経験やノウハウ、そして成果と課題を活かし、専門的技術に裏打ちされた文化のプロ集団として、今後も組織や運営の継続的な改革を着実に実施しながら、「地域の中核ホール」として会館が担う文化的、経済的、社会的な役割を十全に発揮する管理運営に努めます。

また、これまでの管理運営を通していただいたお客様のご意見・ご要望を踏まえ、「また利用したいと感じる魅力ある施設づくり」に努め、「お客様の視点に立った質の高いサービス」を提供し、「安心・安全・公平」な施設運営を行います。そして新たな取組として、まちづくり、地域活性化の観点を取り入れた施設運営も図ります。

【県民文化会館】

- ① 県民すべてが平等に文化芸術を鑑賞できる環境づくりを図ります。
- ② お客様のニーズに合ったサービスの提供に努めます。
- ③ 安心・安全を最優先にした公平なサービスの提供に努めます。

(1) 管理運営業務の基本方針

全ての利用者の安心・安全・公平な利用機会の確保を基本とし、そのための対応として重点項目を設定し、実践します。

《重点項目》

ア 利用者・来館者の安心・安全 イ 利用者(県民)目線 ウ 法令の遵守 エ 効率的な施設運営

ア【利用者・来館者の安心・安全の取組】

- 定期点検、日常点検を実施します。(専門業者による設備等の保守点検、自己点検等)
- 県との連携による施設・設備等の実情に合わせた改修・更新と、事前保全、予防保全の観点等からの長寿命化への取り組みを行います。
- 大規模防災訓練、各種訓練等を実施します。(地震対応、消防避難等の実地訓練、危機管理マニュアルの検証・整備等)
- 救急搬送、除雪等についても適時対応します。

イ【利用者(県民)目線の取組】

- 新たな施設利用者へのサービス向上策の導入を図ります。
- レストラン運営、自販機設置等必要に応じたサービスを実施します。
- 利用者等の要望把握と、その速やかで臨機応変な対応に努めます。
- 設備等の継続したバリアフリー化のほか、手話通訳者等を介したバリアフリー化への対応を図ります。
- ホームページの適宜バージョンアップ、情報誌アルテの活用、情報公開等の情報発信を行います。
- 施設の特性を活かした利用促進事業等を実施します。

ウ【法令遵守に基づく取組】

- 施設・設備の適切な管理に努めます。(法定点検等)
- 法改正に対しても速やかな対応に努めます。(労働関係法令等)
- セキュリティ対策に努めます。
- 計画的な研修会の実施、外部研修等への積極的参加による継続的な専門的人材の育成を図ります。

エ【効率的な施設運営の取組】

- 施設・設備の維持管理に係る経常的費用の軽減に努めます。(保守点検等業務の業務一括複数年契約、2館一括複数年契約の継続導入等)
- 環境への配慮の観点からの経常的費用の軽減に努めます。

オ【その他の主な取組】

- 鳥取県産業振興条例(県内業者発注)、障がい者優先調達推進法、施設利用料の減免(障がい者減免、学校減免等)等の県施策を管理運営へ反映します。
- (公社)全国公立文化施設協会、(公社)全国公立文化施設協会中四国支部、鳥取県文化施設協議会等を通じてネットワークづくり、情報収集等を図ります。

(2) 文化芸術事業の基本方針

県民が文化芸術に親しみ、参加していただくための対応として重点項目を設定し、その実現のための各種取組を実践します。

《重点項目》

ア 国内外の質の高い舞台公演の鑑賞の提供による県民文化の向上(観る) イ 文化芸術愛好者の拡大(触れる)
ウ 文化芸術活動者・次代を担う若者の育成と文化芸術への参画(育てる・伝える) エ 新しい文化芸術の創造(創る)

ア【国内外の質の高い舞台公演の鑑賞の提供による県民文化の向上の取組】

- 財団自主事業における県民ニーズに沿った公演を実施します。(鑑賞公演9本程度)
- 特別共催事業(マスコミ・一般)、県内文化施設等との各種共催事業を実施します。
- 官民の各種助成金の積極的な導入による安価なチケット提供に努めます。

イ【文化芸術愛好者の拡大の取組】

- 平成26年度から開設した西部事務所(アルテプラザ)において一層のサービス向上を図ります。
- 親子、若者層～高齢者をターゲットにした幅広い層の県民が鑑賞しやすい財団自主事業を実施します。
- 年齢、障がいの有無又は経済的な理由等に関わらず県民すべてが文化芸術を鑑賞できる環境整備を図ります。

ウ【文化芸術活動者・次代を担う若者の育成と文化芸術への参画の取組】

- 鑑賞公演時に連動したクリニックを実施します。
- NHK交響楽団監修による次世代育成事業を実施します。
- 「とっとりの芸術宅配便事業」、「鳥取県青少年郷土芸能の祭典」を継続実施します。
- 財団、関係者、活動者等3者間において情報共有ネットワークの構築を図ります。
- 財団職員の専門性向上のため継続的に研修等に参加します。
- 地域や施設の特性を活かした事業を実施します。

エ【新しい文化芸術の創造の取組】

- 財団企画による「プロデュース公演」を実施します。
- 我が国古来の古典芸能を、将来にわたって確実に継承され、発展を図っていくことを目的とした事業を実施します。
- 鳥取県の優秀な人材を活用した事業実施プランを構築します。

2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

【施設の管理運営に関する取組】

(1) 利用者へ提供するサービスの向上策

何度でも訪れたいと感じる魅力ある施設、また訪れたい街として、来館された皆様の心に残る対応を心がけます。訪れる様々な方の目線に沿った、優しい施設づくりを目指します。全ての方が公平に集える環境を創出し、地域に開かれた空間づくりを行います。

ア【サービス向上策】

(ア) 地域に開かれた、誰もが気軽に文化芸術に触れられる空間づくり

(フリースペース・屋外スペース、ギャラリー活用の推進)

- a フリースペース、ギャラリー、及び新たに利用料金を設定した屋外スペースを、イベントや文化活動で人が集い、楽しく過ごせる空間として地域の皆様が自由な発想で活用できるよう、会議室等他施設の利用団体との調整を図りながら柔軟に対応し、誰もが憩える開かれた空間づくりを進めます。
- b より多くの地域の皆様が憩いの場として安全に快適に過ごせるよう、屋外スペースの環境整備を進めます。
- c フリースペース、屋外スペース、ギャラリー等の利用例を窓口、ホームページ等で紹介し（利用者の許可を得たもののみ）、利用される方にイベント開催へ向けて、これまでの経験を生かしたアドバイスを行います。



【ギャラリーの活用】



【屋外スペースの活用】



(イ) 様々な来館者の目線に沿った、優しい施設づくり

- a 誰もが安心してくつろげる施設づくりを目指して、ユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化に取り組みます。
- b 障がいがある方でも安心して来館できるように、ハートフル駐車場の案内と活用を進めます。
- c 安全衛生委員会による館内外の点検・整備、TEAS活動による整美を行い、心地よい環境を整えます。



【筆談ボード・老眼鏡・利用案内チラシ】

(ウ) 文化活動者（利用者）のサポート

- a コミュニティ掲示板にメンバー募集等の情報を掲示するなど、活動者のネットワークづくりを支援します。
- b ポスター掲示・チラシ配架により、県民の皆様に活動者の皆様の公演情報をお知らせします。
- c 発表の場、活動の場を求めている活動者に、ホール1階席のみの利用、楽屋のみの利用について、チラシ等でご案内します。
- d 活動者の要望に応じて練習室の夜間利用区分の2区分化（18時～20時、20時～22時）を案内し、施設利用に関する利便性を高めます。

(エ) 訪れた方の心に残る管理運営（おもてなしの心等の接客研修・ユニバーサル研修の実施）

- a サービス向上、利用促進のためには、職員の接客意識、技術の向上は不可欠です。定期的に専門家による接客研修を開催し、知識と技術を習得するとともに、職員のポジションに応じた外部研修等に参加する機会を積極的に設けます。また、日常業務の中でお客様からいただく声を真摯に受け止め、お客様のニーズに沿ったサービスを提供できるよう職員間で知識・技術の共有に努めます。
- b 障がい者、高齢者等、来館される様々な方の視点に立った研修を実施します。

(オ) レストランの運営

レストランの運営については飲食物の提供にとどまらず、より多くの地域の方が集えるスペースとしての活用、及び利便性の向上を目指した検討を進めます。

- a 来館者のニーズに沿った多種類のメニュー策定
- b 会館の公演等と連動した営業時間の延長
- c 季節に合わせた店内装飾
- d さまざまなイベントに応じた飲食サービスの提供
- e 来館者のニーズに応じた室内環境整備

(2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組

お客様からいただいたご意見、ご要望を大切に、これまで様々なサービス・改善を行ってきました。

現在行っているサービスは状況の変化に合わせて、内容を見直しながら継続するとともに、今後もより満足度の高い施設を目指し、お客様の視点に立ったサービス改革に取り組みます。これにより、新規利用、継続利用へと繋げ利用率向上と利用料収入の増加を図ります。

ア【施設の利用促進】

(ア) ホームページの活用

- a 施設利用に関する様々な情報及び設備機器等の改修、修繕工事等、最新情報を適宜ホームページに掲載します。
- b 施設の空き状況公開、ホールの座席表、施設の平面図、ホール利用のご案内（イベントごとの利用料金）、各種申請書（書き方サンプル付き）等をホームページから入手できるようにします。
- c 平成27年度からホームページをスマートフォン対応にリニューアルし、利便性の向上を図りましたが、引き続き時代のニーズを捉えながら、デザイン等を工夫するとともに、掲載内容の充実、利便性の向上に努めます。

(イ) 鳥取県文化振興財団情報誌「アルテ」、サービス案内チラシの活用

- a 情報誌「アルテ」の「ご利用かわら版」コーナーに施設・設備の最新情報や、便利な情報、お得な情報を掲載し、県民の皆様へ適切な情報を提供します。
- b イベントごとの利用料金を分かりやすくしたパンフレット「ホール利用のご案内」、その他「サービス案内チラシ」を活用し、実施しているサービス等の周知を図ります。

(ウ) 施設の利用促進事業

会館をより身近に感じていただくため、ホールの舞台裏を見て体験する「ホール探検ツアー」やコンサートグランドピアノの魅力を伝える事業を実施し利用促進を図ります。

(エ) 営業活動

- a 施設利用状況の把握・分析を行いつつ、行政、文化団体、とっとりコンベンションビューローとの連携を強化するとともに、マスコミ、プロモーター等へのホールの空き状況の情報提供等、積極的な営業活動を展開します。
- b 他の文化施設の利用実態を調査、分析し、改良すべき誘客（営業）方法があるか引き続き検討します。

(オ) 県内各種イベントのチケット取り扱い及びポスターの掲示

プレイガイドとして、県内で開催される各種イベントのチケットを取扱い、県内で開催される様々な最新情報を提供します。また、平成29年度よりチケット販売システムを導入し、財団主催事業においては、インターネットでのチケット購入、コンビニでのチケット発券が可能となりました。

イ【利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取り組み】

利用者の方がより高い満足度を得られるサービスを提供し、継続利用へとつなげることにより、利用率向上と利用料収入の増加を図ります。

(ア) 継続する主なサービス（第3期指定管理期間までに拡充したサービス）

予約申込	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術的な事業でホール、展示室を利用する場合は、13か月前に抽選予約を受付 ○ ホールの予約受付期間終了後、文化活動での楽屋の利用を受付 ○ 施設利用状況（空き状況）のネットによる公開 ○ 施設利用者情報入力サービス
割引制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 梨花ホールの1階席のみの利用割引
その他カスタマーサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子、ベビーカー、子ども用シートクッション、子ども用踏み台、ひざ掛け、加湿器等の貸出し（無料） ○ Wi-Fiスポット整備（フリースペース） ○ 携帯電話等充電器設置（200円/30分） ○ コイン式コピー機設置（カラーコピー：30円/枚、モノクロコピー：10円/枚） ○ ファクシミリ送受信サービス（送信：20円/枚、受信：10円/枚）

(イ) 令和元年度実施サービスの導入・改善

a 利用変更手続きのスマート化

利用申込書提出後の変更は、変更前の利用料金入金後としていたため、手続き完了までの日数がかかっていました。令和元年度より制度を改正し、未納状態でも変更手続きが可能となりました。

b 利用辞退に伴うキャンセル料の負担を軽減

令和元年度より、利用辞退届出時期についてキャンセル料の負担が少ない期間を長くし、キャンセル料負担額を軽減しました。

施設	辞退届出時期	キャンセル料
ホール	3か月前まで	30%
	1か月前まで	50%
	上記期間経過後	100%
その他	1か月前まで	30%
	7日前まで	50%
	上記期間経過後	100%

c 会議室に営利目的での利用料金を設定

物品販売目的での利用が可能な施設は展示室のみとしていましたが、令和元年度より新たな料金設定を設け、物品販売等営利目的での会議室の利用を可能としました。ただし、非営利目的での利用を優先させるため、非営利目的での利用受付は従来通り1年前からとし、営利目的での利用受付は利用日の6か月前からとしています。

d 練習室・リハーサル室の利用料の夜間区分に前半料金・後半料金を設定

練習室・リハーサル室の夜間の利用時間について、利用が終了していれば20時から利用したいという、多くの利用者からの要望に応え、18時～20時の料金設定と20時～22時の料金を設定しました。

夜間区分		
全区分	前半	後半
18時～22時	18～20時	20時～22時

e 施設利用者登録サービスの拡大

利用申込書への基本情報入力サービスを施設利用者全般に広め、利用者登録をしていただくことにより、利用日時、利用施設等必要最低限の記載だけで申し込みができるようにし、事務手続きの負担を軽減します。

f 利用申込受付時間の変更

平成30年度までは利用申込受付時間を閉館時間の22時までとじていましたが、閉館時間の22時は、利用終了のお客様の鍵の返却、次回の利用申込、予約状況の照会等が重なり、お客様をお待たせすることがあるため利用申込受付時間を21時までに変更し、改善を図りました。

令和2年度は、受付業務の確実性・利用者の利便性を高めるため、窓口での利用受付時間を9時から19時までとするとともにウェブで24時間利用申し込み受付可能とすることを検討します。

g Wi-Fiスポット増設

展示室、会議室、練習室、楽屋、レストラン等にWi-Fiスポットを整備しました。

(ウ) 新たなサービスの導入・改善

a 利用者用データ修正、プリントアウト対応パソコンの整備

施設利用者からの、会議資料等のデータ修正・プリントアウトの要望に対応するため、プリントアウト対応パソコンを設置し、コピー機よりプリントアウトできるようにします。

※プリントアウト代はコピー代として徴収します。

b ゴミ袋販売によるゴミ回収サービスを開始

利用者の要望に応え、ゴミ袋を販売し、ゴミを回収する有料サービスを開始します。

c 利用手続きの効率化・利便性向上策の検討

施設利用に関する手続きを、利用者が窓口に来ることなくインターネットを利用して24時間行えるようにするなど、施設の空き状況照会から、利用申込み、利用料支払まで、利用者の利便性の向上及び事務処理の効率化につながるインターネットの導入について検討を進めます。

d 備品貸し出しの効率化・利便性向上

利用者が利用しやすいよう、倉庫に保管している備品を各会議室に配置し、わかりやすい利用マニュアルを作成することにより、備品貸し出しの効率化、利用者の利便性向上を進めます。

e 駐車場の適正利用に向けて対策の検討

県民文化会館、公文書館、図書館の施設利用者が駐車場を円滑に利用できる仕組みについて検討します。

(3) 地域の賑わい創出に向けた取組

まちづくり、地域活性化は、行政、周辺施設、地域の住民等多くの関係者の連携、協力が必要不可欠です。会館は、第3期に構築した**多様なネットワークと敷地内施設との協働**を通して、文化施設としての特性を活かした事業に取り組みます。また県からの補助事業「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）」も今まで以上に参加者、文化活動者が積極的に参加できる環境を整え、各種事業により**会館周辺地域がますます活性化されるよう**に事業展開したいと考えています。

ア【県民文化会館周辺にぎわい事業】

会館周辺の施設等と連携・協働し、人が集うことを目的に実施します。

(ア) 図書館、公文書館、県民文化会館連携事業（中庭コンサート等）

(イ) 県民文化会館他事業との連携企画

(ポイント)

- ・会館周辺でにぎわいを起こすきっかけづくりとなることを目的とします。
- ・会館を拠点とし、コンサート等の実施を検討します。
- ・年間を通しての実施を検討します。

(出演団体)

- ・県内外の文化活動者、青少年郷土芸能団体、アマチュア活動者、大学サークル活動者等を予定しています。

《にぎわいづくりの写真》



【2019 オープンミーティング講座】



【2019 一箱古本市】



【2019 バルーンアートパフォーマンス】



【とりアート2019 東部地区イベント】

イ【アート SQUARE 夢空間】

会館が地域の皆様にとって身近で親しみやすい施設となることを目的とし、地元活動者、施設利用者、オーディション受賞者と会館が協働でコンサート等を実施します。

(ポイント)

- ・劇場で気軽に文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・年間5回程度の実施を予定しています。
- ・出演は、プロの活動者、オーディション受賞者ほか県内文化活動者の出演を予定しています。
- ・親子で気軽に鑑賞できる小公演等も開催します。



【アート SQUARE 夢空間 vol. 31】

ウ【鳥取県からの補助事業「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）事務局業務】

平成22年度から「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）事務局」の県から財団への移管を段階的に受け、平成24年度には全面移管となりました。東・中・西部地区事業においては一定の成果を上げることができ、平成24年度からは、「新生とりアート」として新たなスタートを切り、「県内の文化芸術活動の裾野拡大」「頂点の伸長」「人材育成」という目的達成に向けて、県民の皆様とともに取り組んでいます。



【とりアート2019 東部地区イベント】

令和2年度以降においても、事務局運営を行いながら、財団職員が経験年数の少ないアートマネジャーや企画運営委員の後見役となり、アートマネジメントの手法を伝播させ、**地域の文化芸術の活性化や交流の輪を引き続き広げます。**

(ポイント)

鳥取県からの移管を受けて、引き続き「とりアート事業」の円滑な運営を行います。

- ・とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）実行委員会事務局の運営
- ・とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）東部地区・中部地区・西部地区企画運営委員会事務局の運営

エ【季節に応じたデコレーション（装飾）の実施】

来館者の方に、施設を身近に感じ、親しみを持っていただくため、会館の玄関であるフリースペースに、**季節に応じたデコレーション**を施すなど、立ち寄り易く、心安らぐ空間づくりに努めます。

○七夕、クリスマス、バレンタイン等

(ポイント)

- ・来館者が参加できる工夫をします。



【七夕飾り】



【クリスマスデコレーション】

【文化芸術事業に関する取組】

■《文化芸術実施の基本的考え》

当財団は、文化芸術によって、人を、暮らしを、街を豊かにし、誇りある郷土を構築するため、会館を拠点として、県民の皆様に国内外の質の高い舞台公演の鑑賞機会を提供し、県民文化の向上に努め、文化芸術愛好者の拡大に寄与してきました。

また、地域文化振興の意義を認識し、地域特性に配慮しながら鳥取県オリジナルの創造的な舞台芸術作品の企画・プロデュースやアウトリーチ活動を通じて、文化芸術活動者・次代を担う若者の育成と文化芸術への参画を推進してきました。

我々の考える文化芸術振興の考え方の重要な要素は「人づくり」すなわち“人財育成”であると考えています。

そして、そのために必要なことは、地域や社会における“コミュニティ”の構築にあります。第4期は、これまで我々が培ってきた実績や人と人との繋がりを大切にしつつ、第3期の事業を発展的に実践していきたいと考えています。

■《第4期指定管理における文化芸術事業の基本方針》

第4期指定管理（令和元～5年度／5年間）における文化芸術事業の基本方針

これまでの成果や実績、そして課題を踏まえ、公益財団法人として掲げた目的（使命／ミッション）である、『県民文化の振興（会館の設置目的）』及び『心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与する』を達成するため、中・長期的な視点から第4期指定管理における文化芸術事業の基本方針を定め、文化芸術事業を推進します。

●文化芸術事業推進コンセプト

ARTS FOR EVERYONE

～アートでつながる、心うるおう、未来のために～

第3期において、「ARTS FOR EVERYONE ～アートでつながる、心うるおう～」という事業推進コンセプトを軸に、様々な事業を推進してきました。

“ARTS FOR EVERYONE”は「アートはみんなのために」という考えをもとに、平成21年度からの中核的なコンセプトとして掲げてまいりました。これは、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」等で近年述べられている“社会包摂”（ソーシャルインクルージョン）の考え方にも通ずるところもあり、この考え方は継続したいと考えています。

“アートでつながる、心うるおう”は第3期の事業推進コンセプトの基本的な考え方で、「人」「団体」が文化芸術を通して繋がり、心が豊かになっていくことを表しています。この考えは、当財団のミッションを強く象徴するものであり、劇場を管理・運営する財団として、劇場が県民の交流の場となり、そしてアート（文化芸術）をとおして心豊かで潤いと活力に満ちた県民の生活を実現するものと捉えています。

これらの目標を実現するために、人材の育成は欠かすことができません。いうまでもなく、人材の育成は、1年や2年で達成できるものではなく、中長期的に進めていかなければなりません。

未来の平和で豊かな社会の実現のために欠かさない人材は、まさに今の「子どもたち」、「青少年」の世代であります。そこで、第4期は「鳥取の未来のために」という意味合いをさらに加え、5年間という一定期間に留まらない、未来を見据えた事業を推進するコンセプトとしています。

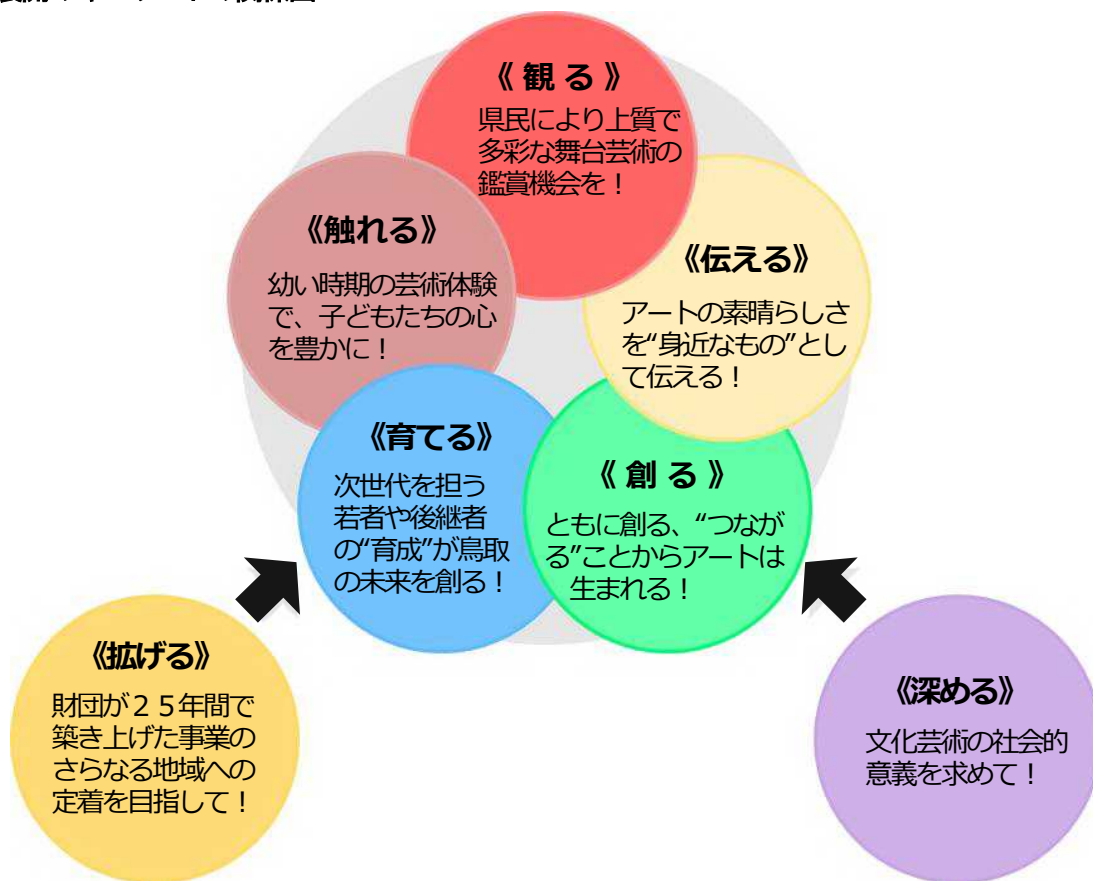
●コンセプトを推進するための「事業指針」

①	劇場を中心とした地域コミュニティの構築と強化を図る事業
②	国内外の質の高い舞台公演鑑賞の機会を提供する事業
③	文化活動者との協働による、創造的で企画性の高い事業
④	地域文化・伝統芸能を継承する事業
⑤	子どもや青少年が気軽に楽しむことができる鑑賞や体験の機会を提供する事業
⑥	年齢や障がいの有無、又は経済的な理由いかんにかかわらず、文化芸術の裾野の拡大を図る事業
⑦	地域や施設の特徴を活かして鳥取県の人材を育成・養成し、活用・県外に発信する事業
⑧	県内外の施設やその他の関連機関と連携した事業
⑨	文化芸術に関する情報を県民に広く発信する事業
⑩	鳥取県の文化芸術の発展・交流に寄与する事業
⑪	地域の振興、にぎわい創出に寄与する事業

○事業展開のキーワード

メイン キーワード	観る	“県民文化会館”“倉吉未来中心”をはじめ、県内ホールの特徴を活かし、地域のニーズも考慮した公演を選定し届けます。観て、聴いて感動する体験が、県民の皆様の潤いある生活を生み出します。
	触れる	芸術に触れる、体感する、感動する…そんな機会を、子どもたちへ届けます。「ととりの芸術宅配便」事業では、鳥取で活躍するアーティストが、観る・聴くだけでなく、芸術そのものを体感するチャンスを提供します。
	育てる	鳥取県の文化を支え続けるには若年層（中学生や高校生）や若いアーティストの育成が重要です。“育てる”とは1年や2年で完結するものではありません。中長期的な事業計画による育成を図ります。
	創る	県民の皆様との関わりを大切にし、トッププロのサポートを受けながら、ともに舞台創造作品を創り続けています。人と人がつながり、創造することで生まれるものは作品だけではありません。“感動”そして“夢”が生まれます。
	伝える	県内の文化芸術情報や地域で活動する文化活動者、中央で自己研鑽に励む鳥取出身のアーティストの情報を広く県民に届けます。また、文化芸術が生活の中で身近なものとなるよう、事業推進ミッション「ARTS FOR EVERYONE」の達成に向けた事業を展開します。 併せて、伝承文化の継承、次世代の継承者の育成等の重要性を鑑み、育て、未来へ伝えていくことを大切にします。
サブ キーワード	深める	鳥取県文化振興財団はこれまで、数多くの国内外の優れた舞台作品を県民へ届けてきました。また、鳥取発のプロデュース事業、次世代育成事業を併せて推進してきました。今後、それらの事業が相乗的にすすめられ、県民の生活に浸透するよう深めます。
	拡げる	平成29年に改正された文化芸術基本法。そこには文化芸術をそれだけの振興にとどめることなく、観光、まちづくり、国際交流など、異業種との交流・連携がうたわれています。地域が賑わい、活性化し人々の心が豊かになるための拡散を求めています。

○事業展開のキーワードの関係図



○推進事業の区分と目的

鑑賞・普及事業	オーケストラ、バレエ、オペラなど国内外の芸術性の高いもの、歌舞伎、能、狂言、文楽など日本古来から継承される伝統芸能、その他幅広いジャンルの舞台公演等を提供します。 将来の文化芸術の担い手としての鑑賞者、活動者の拡大を目的とした鑑賞・体験事業を実施します。
創造事業	特色ある地域文化を創造する事業で、国内外で活躍するプロフェッショナルのサポートを受け、県民が主体的に参加する事業を行います。 本事業のみで完結することなく、発信、育成、普及事業等への発展型へと繋げていきます。
育成事業	鳥取県の未来の文化芸術の振興を担う若手活動者や若年層を対象に、音楽や演劇などのジャンルにおいて、裾野の拡大、レベルアップ、コミュニケーション力の向上を目的に実施します。将来的なネットワーク作りなどの環境整備構築へと繋げていきます。また、鳥取の優れた郷土芸能の伝承を図ることを目的とした事業、我が国古来の古典芸能が将来にわたって確実に継承され、発展を図っていくことを目的とした事業を実施します。中長期的なプランで推進する事業となります。
発信事業	県内における多彩な文化芸術情報を効率的に収集するとともに、情報を発信します。文化芸術情報サイトの運営、情報誌の発行、各種チケット販売、看板の掲示、広告等を効果的に実施します。各種メディアとの連携も図ります。

(4) 文化団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援を行う仕組みや体制

○文化芸術に関する専門知識を有する職員による助言・支援の考え方

当財団では、平成15年度より財団職員のアートマネジメント力の向上と意識改革を目的にアートマネジメント研修会を継続的に行っています。また、(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する各種研修会にも積極的に参加し、**専門性の習得**を図ってきました。研修会に参加することにより、県外の公立文化施設職員との交流を通じた学習も深まり、人材のネットワークも拡大してきました。

このような研修や事業実施による実践的育成(OJT)の結果、優秀な人材が財団内に生まれてきました。その成果を踏まえ、今後、その技術やアートマネジメント力を文化芸術団体や個人の文化活動者に対して、次のとおり実践します。

ア【専門知識を有する企画職員による助言と支援】

(ア) 相談窓口の設置

気軽に企画制作の支援(相談、助言、指導等)ができる窓口を開設し、文化芸術団体等が行う催事等の企画立案・広報・運営に関する相談に応じて、円滑な事業の実施を支援(無償)します。

(イ) 文化芸術活動者に対する支援

当財団の主催事業には、モチベーションの高い方が多く参加されます。この人材を将来鳥取県の財産として育成し、県内での活動の場を広げていくため、当財団職員が今まで培ってきたアートマネジメントのノウハウと作品創造の専門技術を地域社会に還元します。

a 実践的育成による企画制作支援(助言、指導等)

財団主催事業(育成・創造事業)や「とりアート(鳥取県総合芸術文化祭)」に参加する県民の皆様とともに事業推進する過程において、アートマネジメントの概念や手法を伝播させ、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を引き続き広げます。

また、第14回全国障がい者芸術・文化祭の成果を踏まえ、障がい者と健常者との共生を目的とした事業を拡充するとともに、その政策立案ができる人材育成にウェイトを置いた事業展開を目指します。

b アートマネジメント力向上に役立つ情報の提供

舞台芸術作品の制作には、企画立案・運営、経営(予算管理・経理事務)、舞台技術に関する専門的業務の向上が不可欠です。助成金情報、企画立案、広報、契約、経理事務、リスクマネジメント、障がい者との舞台制作などの情報(図書、資料等)を提供します。

(ウ) 教育機関連携事業(実習)

県内の大学生を対象に、教育機関と連携を図りながら、公演制作業務の現場の声を活かしたアートマネジメント座学や舞台技術体験を実施します。

イ【アートマネジメント関連図書の閲覧】

(ア) 図書の積極的活用

広く県民の方に、アートマネジメント能力の向上とレベルアップに役立てていただくとともに、県内文化の振興の一翼を担う文化施設職員のマネジメント能力向上のため、会館が保有(会館応接室に所蔵)するアートマネジメント関連図書の利用を積極的に提供します。

(イ) 対象者

県民、県内文化施設職員及び文化振興財団職員

(ウ) 図書の種類

- ・アートマネジメントに関する図書
- ・舞台芸術ジャンル別専門書
- ・舞台技術に関する専門書
- ・その他文化芸術に関する図書

【ジャンル別図書内容（一例）】

- 法律、文化政策・アートマネジメント、ボランティア、企業向け 等
- 広報・マーケティング、アトリチ、ワークショップ、表現教育 等
- 音楽、演劇、古典芸能 等
- 舞台技術、その他芸術ジャンル 等

○舞台技術に関する専門知識を有する職員による助言・支援の考え方

蓄積した舞台技術経験やノウハウを県内の文化芸術活動発展のため、施設利用者や文化芸術団体、アマチュア活動者等のもとより、文化・教育に係る行政機関や施設を対象に、技術資料の提供やアドバイス・助言を行うと共に、文化芸術団体や教育機関とも連携しながら、技能や知識習得の機会を設け、将来につながる人材と地域の文化芸術活動の継続・発展に努めます。

ア【専門知識を有する舞台技術職員による助言と支援】

(ア) 舞台づくり相談窓口の設置

舞台づくりに関する疑問や不明な点について、いつでも相談ができる窓口を事務所内に開設しており、施設ご利用時の技術的内容について、提案やアドバイスを通じてサポートします。

(イ) 利用者への積極的なサポート

施設のご利用に際しては、安全、安心は基より、文化団体等のイベント開催計画について、円滑に催事を開催していただけるように、施設の設備・機構を熟知した舞台技術職員が、プランづくりからオペレートに至るまで、助言、指導等積極的なサポートを行います。

(ウ) 文化芸術活動者に対する支援について

地域の文化芸術団体・アマチュア団体・公共団体等が会館以外（県内各地）で、文化芸術公演や発表会を開催される場合には、日程調整の上、舞台技術（照明・音響など）・演出等に関する助言・指導等の技術支援を行います。

(エ) 県内文化施設及び教育、行政機関に対する支援について

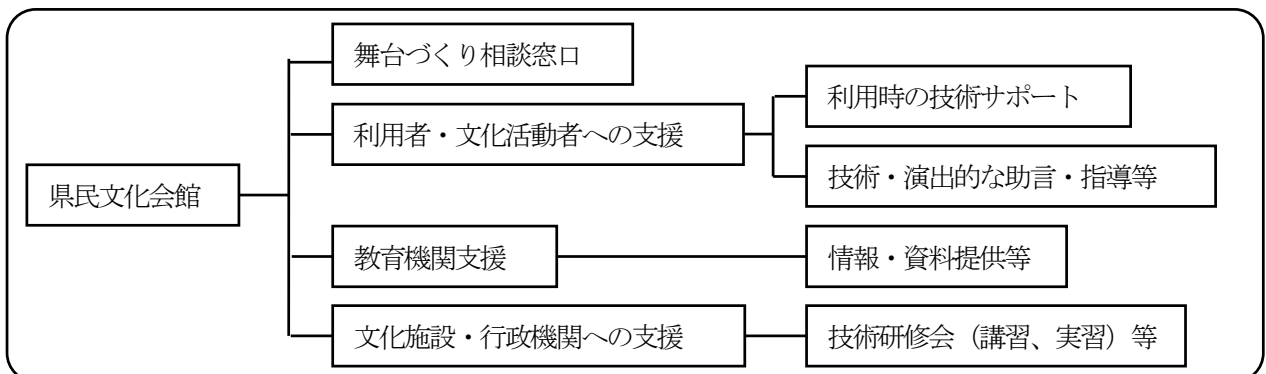
県内文化施設及び行政機関に対して、施設の建替え、設備改修、更新等の計画・立案をする際に、舞台設備や専門機器の技術動向や運用・維持管理に関する情報の提供及び助言、提案等を行うことで、県内文化施設の運用・維持管理に有効な技術支援を行います。

(オ) 教育機関連携事業（舞台技術講習会・実習・施設見学会等）

舞台芸術や文化活動に取り組んでいる県内の大学生や高校生を対象に、教育機関と連携を図りながら、舞台技術に関する研修会（講義及び実習）や舞台設備の見学会等を開催します。参加者が舞台技術を習得することで、自らの公演等で、安全で円滑な舞台進行や演出的なレベルアップが実現できることを目的とし、学生や生徒ばかりでなく、顧問教師や文化活動者等も含めて継続的に開催する研修会等を通じて技術支援を行います。

（平成26年4月より、鳥取大学地域学部と文化、芸術、教育、まちづくり等の分野での連携協力に関する覚書を取り交わし、継続的に連携協力しています。）

○支援体制



(5) 施設を利用して行う文化芸術事業の事業計画、収支計画、ジャンル構成等

キーワード 「観る」・「触れる」

会館は、開館以来、幅広い年代の人々に感動や安らぎ、豊かな感性等を養う多様なジャンルの鑑賞公演を提供してきました。今後もこの方針は、変わることなく継続し、県民の皆様が文化芸術に親しむ事業を行ってまいります。

ア【鑑賞事業】

(ア) 鑑賞事業（財団主催） 「観る」「触れる」

県民が良質の舞台芸術に触れ、感動し、豊かな心を育むことを目的に鑑賞公演（財団主催）を実施します。

(ポイント)

- ・東部、中部、西部の地域バランスを考慮します。
- ・青少年が良質の舞台芸術に触れやすくするため、小学生・中学生・高校生・大学生料金を低額に設定します。
- ・年間9公演を基本に、公演規模により増減を考慮します。
- ・財団友の会会員や県民のニーズに応えるため、企画提案・選定プランにより事業決定します。
- ・公演は、入場料収入のほか基金運用益及び各種助成金を活用します。

(地域における考え方)

- 〔東部〕 県民文化会館梨花ホールの特徴や舞台の規模など、施設・設備の特徴を十分に活かした、国内外の質の高い舞台公演の鑑賞機会を提供します。
- 〔中部〕 中部地区の文化芸術の拠点である倉吉未来中心の特徴や地域のニーズを踏まえた、中部地域の活性化や交流に資する舞台公演の鑑賞機会を提供します。
- 〔西部〕 財団の拠点施設を持たない西部地区においては、米子市ほか他市町村が保有する文化施設との連携を図りながら、県民が文化芸術をより身近に感じられる舞台公演の鑑賞機会を提供します。

(イ) 鑑賞事業（特別共催） 「観る」「触れる」

県民に優れた文化芸術をより鑑賞しやすくするため、マスコミ、芸術団体・文化芸術関連NPO等と共催で各種事業を実施します。

(ポイント)

- ・財団のアートマネジメント等の専門的知識とマスコミのもつ情報発信力との協働により、県民に優れた文化芸術公演をより多く提供します。(マスコミ等)
- ・芸術団体やNPOなどと連携し、団体の自主的な活動の支援を行うことにより、県民の鑑賞機会の増大を促進します。(一般芸術団体)



【NHK交響楽団演奏会 鳥取公演】



【東京バレエ団
子どものためのバレエ「ドン・キホーテの夢」】



【劇団四季「アンデルセン」】

イ【収支計画】

(ア) 令和2年度の事業数・実施ジャンル・収支計画

a 事業数

- ・鑑賞事業（財団主催） 全9事業（県東部、県中部、県西部各3事業）
- ・鑑賞事業（特別共催） 未定

b 実施事業（予定）

鑑賞事業（財団主催）「ウィーン・リング・アンサンブル」「神田伯山独演会」「矢野顕子・上妻宏光」ほか

c 収支計画

令和2年度の収支計画（概算）

年 度	事業経費	財 源	
		入場料収入	その他収入
令和2年度	67,813千円	53,752千円	14,061千円 基本財産運用益、文化振興事業基金、助成金、その他

(イ) 令和2年度の目標設定

事業を推進するにあたり、数値的目標を設定します。

項 目		過去実績	令和2年度目標値
入場者率 (%)	クラシック (オペラ・バレエ含む)	83%	87%
	その他の音楽 (ポピュラー等)	46%	86%
	演劇	60%	81%
	古典芸能	52%	88%
顧客満足度 (%)	クラシック	81%	85%
	その他の音楽 (ポピュラー等)	70%	75%
	演劇	80%	80%
	古典芸能	82%	82%
新規顧客獲得率 (%)	クラシック	30%	35%
	その他の音楽 (ポピュラー等)	39%	40%
	演劇	37%	40%
	古典芸能	40%	40%

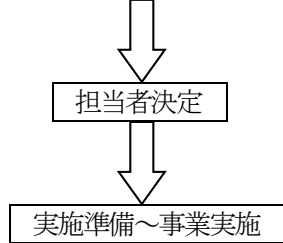
※過去実績の算出根拠は同種事業の平成30年度実績より

ウ【事業決定の流れと選定基準】

企画事業の決定については、**様々なジャンルの鑑賞機会の拡大、県民の多様なニーズに応えていくという方針**のもと、下記に示す「企画決定の流れ」のとおりとします。

企画決定の流れ	内容	時期
企画事業提案募集	・県民、評議員、理事等からの企画事業提案	通年
ニーズ調査	・県民の鑑賞してみたい舞台芸術ジャンル及び特定のアーティストや団体を調査	12月下旬
	・各専門分野の情報や意見・要望の聞き取り	1月中旬
選定方針案作成	・ニーズ調査の結果と各専門分野の情報や意見・要望を取り入れ、近年の動向を踏まえた選定方針案を企画制作部内で作成	1月下旬
第1回企画検討会	・近年の動向やニーズ調査等の報告 ・選定方針案の説明 ・決定しておく必要がある企画の提示 (プロデュース公演との連動企画、大型・周年企画、早急な決定が必要な企画、令和4年度の企画等)	2月上旬～下旬
事務局案作成	・選定方針に基づいた企画事業提案 (職員) ・県民、評議員、理事、職員等からの企画事業提案を基に事務局案作成	2月～4月
第2回企画検討会	・事務局案説明及び検討 (予備の企画事業を含む)	4月下旬

事務局案精査	・第2回企画検討会議に基づき事務局案の調整	5月上旬
事務局案確定	・事務局案を検討会議委員に提示し、実施に向けた調整開始	5月～6月
次年度企画事業決定	・理事会、評議員会にて、次年度事業計画及び収支予算の承認 ・提案者に決定事業通知	2月



【選定基準】

県民のニーズを把握する事で、全体の事業選定において重要な役割となっていることから、第4期指定管理期間においても、より多くの県民の意見を聞く体制を継続します。

《ポイント》

- ・企画検討会（専門集団）において、より上質で県民のニーズに対応できる事業を選定します。
- ・選定に当たっては、事業と推進のミッション及び事業コンセプトを踏まえ、質、内容、実施時期、実施場所、収支バランス、ジャンルを十分考慮します。

（6）アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の中長期的な取組方針、事業計画、収支計画等

キーワード 「創る」・「育てる」・「伝える」・「観る」・「触れる」

育成事業では、将来の文化芸術活動を担う人材の育成を図ることを目的に、各種ジャンルの事業を実施します。創造事業では、鳥取県の特徴のある地域文化を基に県内活動者等と協働で鳥取発の事業を発信していきます。

ア【育成事業】

（ア）次世代育成事業 「育てる」

鳥取県の未来を担う若手活動者や若年層を対象に、音楽や演劇等のジャンルにおいて、**裾野の拡大、レベルアップ、コミュニケーション力の向上、ネットワーク作りなどを目的**とし、体験事業、親子向け事業など多彩な事業を実施します。

- （ポイント）
- ・若手活動者や若年層、親子を対象とします。
 - ・親子向けとする鑑賞公演は、文化芸術がより身近に感じられるよう小規模公演とします。
 - ・オーディション参加者の拡大を目的とした育成と、過去受賞者の活躍の場の拡大を図ります。
 - ・気軽に鑑賞・参加できる小公演やワークショップなどを実施し、新規参画者の拡大や、体験機会の提供を行います。



【鳥取県ガクカクアーティスト・オーディション 公開レッスン】

a トライアート

文化芸術の魅力を経験し深める機会を提供する事を目指し、プロデュース公演や鑑賞事業との連携を取り、気軽に鑑賞、参加できるプレ、アフター的な小公演やワークショップなどを実施し、新規参加者の拡大や、体験機会の提供を行います。

b 若手クラシックアーティスト育成プロジェクト

オーディション参加者の拡大を目的とし、若年層にはクラシック音楽への興味、オーディションへの関心など養成を目的としたワークショップ等、そして若手活動者には育成を目的としたスキルアップにつながるクリニック等を、NHK交響楽団監修の基に実施し、鳥取県の優れたアーティスト、将来的活動者の育成を目指します。令和5年度には鳥取県クラシックアーティスト・オーディションを開催します。



【プロデュース創作公演第3弾 舞踊公演 ワークショップ】

(イ) とっとりの芸術宅配便 「観る」「触れる」

子どもたちの健全な育成や心の健康の向上、将来の文化芸術の担い手としての鑑賞者の育成を目的とし、**鳥取県にゆかりのある文化活動者を県内小・中・特別支援学校に派遣し、多くの子どもたちに生の文化芸術を体験する機会を提供**します。

(ポイント)

- ・より充実したプログラム実施のため、教育機関やアーティストの連携により、体験プログラムなど学校のニーズに沿った様々なジャンルを提供します。
- ・アーティスト及び事業担当者のレベルアップ（パフォーマンスのみならずコミュニケーション力も）を図るとともに、アーティスト間の横の連携を強化します。



【とっとりの芸術宅配便】

イ【創造事業】

(ア) プロデュース公演 「創る」

鳥取県の特徴ある地域文化を基に、国内外で活躍するプロフェッショナルのサポートを受け、地元活動者と協働してオリジナル舞台作品を制作します。作品の制作過程を通して、出演者・スタッフ等の協働推進者をはじめ、来場者等幅広く県民へ、作品内容やジャンルの魅力を多面的に伝える工夫によって、**鳥取県の特徴ある地域文化と文化芸術の魅力を発信**します。

さらに、制作した作品の再演等や構築されたネットワークの継続的活用、ノウハウの波及効果を追求します。

また、事業を通して県内活動者の創作に対する意欲を高めることで、**創造性豊かな地域づくりの推進、県内芸術文化の活性化を図ります。**

(ポイント)

- ・優れた舞台芸術の創造を県民と財団が連携し、プロデュース作品として制作します。
- ・複数年での段階的なプログラムとします。
準備・・・(企画立案、調査も含む) 本番・・・(公演実施)
発展・・・(制作された作品の発信・活用)
- ・制作主体は、財団を基本とします。
- ・事業で生まれた“作品”“ネットワーク”“ノウハウ”の波及効果を追求します。

※作品の再演、発信、他事業への連携など



【プロデュース創作公演第2弾「弦楽アンサンブル」】



【プロデュース創作公演第3弾 舞踊公演「夢の破片」】

ジャンル \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
音楽	(準備)	本番①			発展
舞踊	(準備)	(準備)	本番②		
演劇	(準備)	(準備)	(準備)	本番③	

<本番公演想定ジャンル>

令和元年度：準備

令和2年度：本番① 音楽（クラシック）、準備：舞踊、演劇

令和3年度：本番② 舞踊（古典芸能等含む）、準備：演劇

令和4年度：本番③ 演劇

令和5年度：発展 ①、②、③の中から1つ選択し、再演や県外公演、または総合的な舞台公演作品制作・上演を予定。

ウ【伝承・継承事業】

(ア) 鳥取県青少年郷土芸能の祭典 「育てる」「伝える」

祭典の実施を令和元・3・5年度の隔年開催としているため、令和2年度は、県内の指導者・活動者との意見交換や活動状況の把握、団体への助言等を行い、鳥取の伝統文化を継承していくための環境整備を図ります。



【鳥取県青少年郷土芸能の祭典 2019】

(イ) 古典芸能体験 「触れる」「伝える」

我が国古来の古典芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、将来にわたって確実に継承され、発展を図っていくことを目的とした事業を実施します。

令和2年度においては、「世界最古」といわれる日本独自の舞台芸術で、世界無形遺産に指定されている「能楽」について、身近に触れることを目的に事業を実施し、体験および鑑賞機会の提供を行います。

(ポイント)

- ・鳥取県においての古典芸能の実践者、鑑賞者の減少に伴い体験・鑑賞環境は現在整っておりません。そこでこの5年間で2回、能・日本舞踊・邦楽等のジャンルにおいて体験および鑑賞機会の提供を行います。



【プロデュース創作公演第1弾「邦楽賛歌」】

— 令和元年度～5年度の事業実施イメージ —

事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【育成事業】《次世代育成事業》 ・トライアート	○	○	○	○	○
【育成事業】《次世代育成事業》 ・若手クラシックアーティスト育成プロジェクト	○	○	○	○	鳥取県クラシックアーティストオーディション開催
【育成事業】《次世代育成事業》 ・とっどりの芸術宅配便	○	○	○	○	○
【創造事業】 ・プロデュース公演	A準備	A公演 B準備 (音楽)	B公演 C準備 (舞踊)	C公演 (演劇)	発 展
【伝承・継承事業】 ・鳥取県青少年郷土芸能の祭典 ・古典芸能体験	鳥取県青少年郷土芸能の祭典 東部地域	古典芸能体験	鳥取県青少年郷土芸能の祭典 中部地域	古典芸能体験	鳥取県青少年郷土芸能の祭典 西部地域

エ【収支計画】

(ア) 令和2年度の収支計画（概算）

年 度	事業経費	財 源	
		入場料・参加料収入	その他
令和2年度	27,859 千円	1,859 千円	26,000 千円 県委託料

(イ) 令和2年度の目標設定

事業を推進するにあたり、目標を設定します。

a 定量目標

項 目	過去実績	令和2年度目標値
入場者率 (%)	63%	65%
顧客満足度 (%)	85%	85%
参加生徒・児童数 (人)	4,419人	5,000人

※過去実績の算出根拠は同種事業の平成28年度（プロデュース公演（音楽））、平成30年度（宅配便）実績より

b 定性目標

- (a) 育成した県内の個人・団体の文化活動者、及び教育機関等との連携による事業推進を行います。
- (b) 若年層、特に中学生、高校生から若い活動者の育成の機会を提供します。
- (c) 小学生には文化芸術に直接触れることのできる機会を提供します。
- (d) 鳥取の伝統文化を継承するとともに、継承者の育成を図ります。

※ 鳥取県からの補助事業（芸術鑑賞教室）

第3期指定管理期間において県から移管されていた補助事業については、第4期指定期間内においても将来の文化芸術の担い手としての鑑賞者の育成を目的として、引き続き芸術鑑賞教室の開催の運営業務を行います。

「芸術鑑賞教室」

- (a) 鳥取県芸術鑑賞教室（高等学校・特別支援学校）
- (b) 児童生徒を対象とした文化芸術事業（芸術鑑賞教室、青少年劇場小公演、青少年劇場巡回公演）



【鳥取県芸術鑑賞教室：「MALTA×無限ライブ」、東京演劇集団 風「ヘレン・ケラー」】

【文化事業における取組】

当財団では、文化芸術愛好者、活動者の拡大を大きな柱としています。

財団が取り組んでいくのは、より多くの人々に文化芸術の持つ魅力をどう届けていくか、という「**新規・鑑賞者開発**」と、支援者・寄付者や友の会会員のように、既に文化芸術に関心がある人たちをいかに引きつけるか、そして、その人たちとの関係をどう深めていくかという「**既存の顧客との関係づくり**」の両面で展開します。

【財団を取り巻く人的環境】 ※この図は、アーツ・マーケティングの手法に倣い、鑑賞者の発展段階を細分化したものです。

a 支援者・寄付者

ホールサポーターやスポンサーなど、人的・金銭的支援をしてくださり、財団を外側から支えてくださっている方々

b 友の会会員

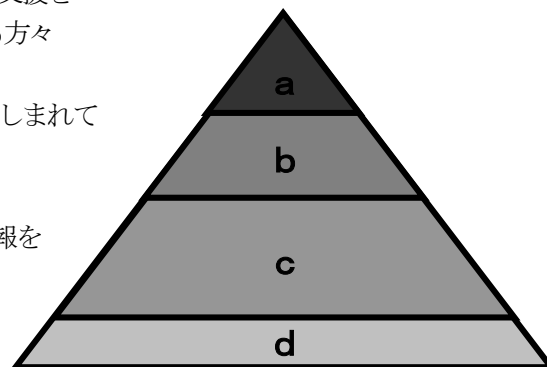
文化芸術の純粋な愛好者で、日常的に文化芸術に親しまれているコアなファン層

c 潜在的な鑑賞者（潜在顧客・見込客）

きっかけがないとホールに足を運ばず、積極的に情報を取りに行かない層

d 文化の拒絶者

文化芸術に対して抵抗・忌避感などの感情を持っている文化の拒絶者



ア【鑑賞者開発】

(ア) “体験の提案” をキーワードに展開

チラシや広報誌、SNS等において新しい切り口で事業を紹介し、家を出かけてから帰宅するまでの“体験を提案”します。また、学生を中心とした若年層や、外国籍の方も興味を持って楽しめるような事業紹介のあり方、高齢者が、文化芸術を通して、社会と地域との繋がりを深めるようなプログラムなどを引き続き構築します。さらに、事業間の連動により、**複数事業へ拡大するような鑑賞者開発**に努めます。

(イ) 将来の日本を担う若年層へ気軽に鑑賞を促すための券種設定

将来の日本を担う若年層に向け、安価で高品質な公演を楽しんでいただけるような料金設定を取り入れます。

(ウ) 快適に公演を楽しんでいただくためのユニバーサルサービスを導入

障がい者だけでなく、高齢者や小さなお子さま連れのお客様等に対して、公演を快適に楽しんでいただくために**必要なサービスを導入**します。また、公演アンケート及び利用者アンケートに基づく改善対応も行います。

[託児サービス、チャイルドシート貸出、車いすの無料貸出]

(エ) 販売促進

- チケット発売前の優先とりまとめ等で関係団体へ販売促進に努めます。
- 県西部及び兵庫但馬地域等近隣他県の販売促進経路の構築を図ります。
- 鳥取県文化振興財団アートステーション制度を充実させます。
… 主催公演のチラシやポスターを貼っていただく協賛店舗、企業を募ります。
- チケット販売システムの運用 … 一層の広告拡大とチケットを購入しやすい環境づくりを進めます。

イ【顧客との関係づくり】

(ア) 友の会制度とチケットシステムの効果的運用

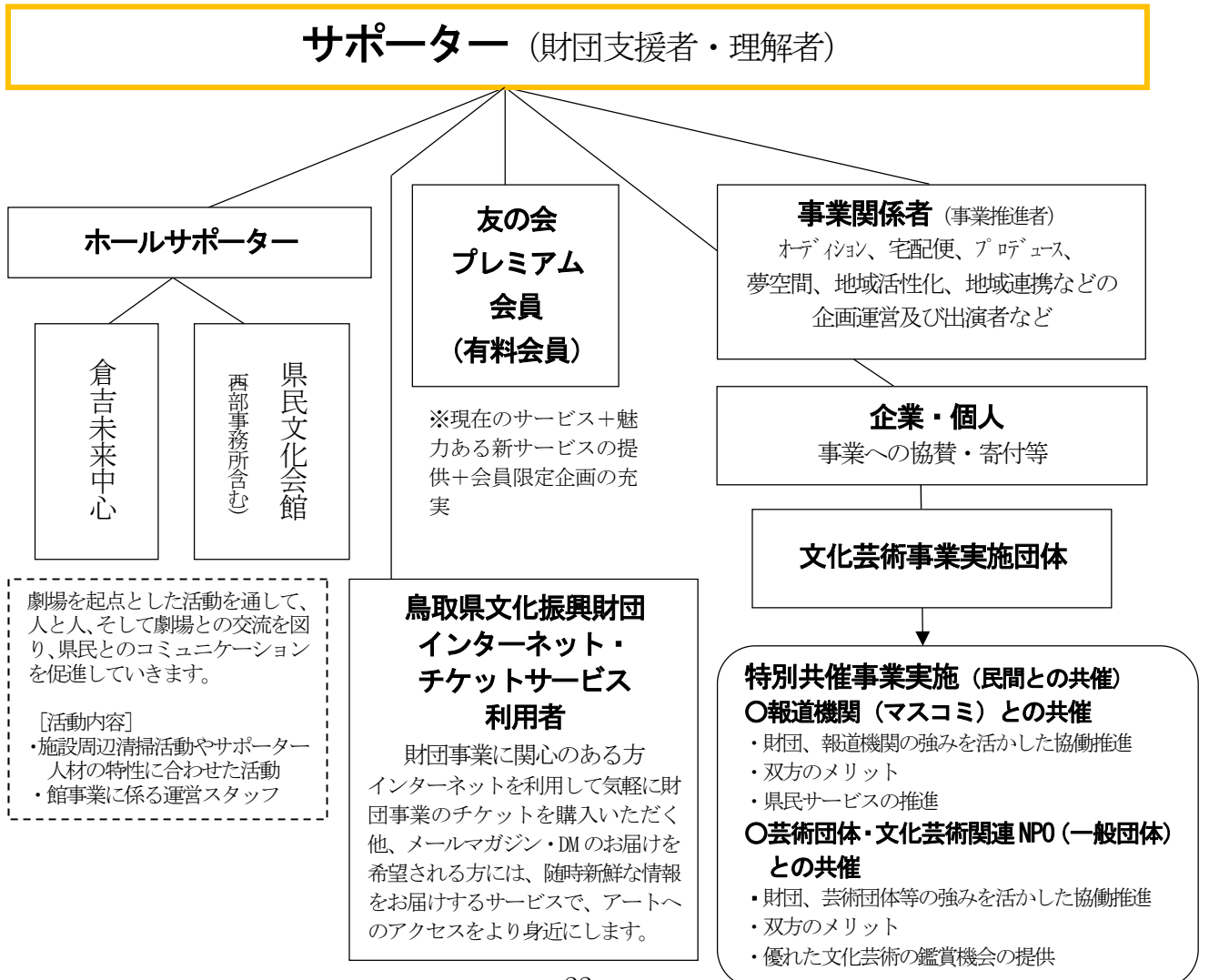
友の会会員は、文化芸術に対する理解者であり、いわば財団を支えている「お得意様」「上客」です。財団のサポーター的な存在である会員との関係性を深めていくことは重要です。会員を更に増やすためのサービス向上策を検討します。さらに、「**将来の会員を育成する**」という視点からのアプローチを実施します。

- 会員特典をはじめに、友の会管理システム及びチケット販売システムを効果的に運用します。
- 新規会員の入会を促すため、引き続き魅力的な事業を実施します。
- 来場者へ向けて、文化芸術への興味関心を高めるチラシ配布を行います。
- 会員だけのさらなる充実した特典で芸術鑑賞をお楽しみいただくため、有料会員の重層化を図ります。

【サポーター（支援者）の構成】

財団の使命を達成していくため、これまで項目ごとに分けて運営してきたボランティアや友の会などをまとめて“サポーター・財団支援者（理解者）”と定義付け、その拡大を目指します。

鳥取県文化振興財団サポーター



ウ【その他の取り組み】

(ア) 企画戦略会議

現在、原則として月1回以上企画戦略会議（企画制作部員主体で構成）を開催し、その中で進捗状況・広報戦略・宣伝・マーケティング・販売促進計画、現状の課題、今後の展開等について総合的に研究討議を重ね、事業へ反映させています。今後も、検討事項を分析し、それぞれの検討項目が、県全体の文化振興の向上に活かせるよう会議のより一層の充実を図ります。

(イ) コンプライアンス（法令遵守）

音楽の著作権については、平成18年度から日本音楽著作権協会と包括的利用許諾の契約を締結し、適正な申請・報告を行なうとともに、演劇等の上演権、肖像権、翻訳権、音楽著作権などの権利関係についても関係先を通して適法・適正な処理を行っています。

また、助成金については、助成要綱に沿った適正な申請（契約）・報告（実施結果・効果・収支決算）を行っており、今後もコンプライアンスの徹底を図ります。

(ウ) 文化事業に関する危機管理体制の整備

a 事業責任者（企画制作部長）

事業責任者は事業における危機管理に関する次の事項の統括管理を行います。

- (a) 事業における事故及び健康障害防止措置の実施
- (b) 事業の危機管理
- (c) 開催会場及び周辺の巡視
- (d) その他労働災害防止に必要な事項

b 舞台責任者

舞台責任者は舞台業務における危機管理に関する次の事項の統括管理を行います。

- (a) 舞台業務における事故及び健康障害防止措置の実施
- (b) 舞台業務の危機管理
- (c) その他労働災害防止に必要な事項

c 制作担当者

制作担当者は制作業務における危機管理に関する次の事項の管理を行います。

- (a) 制作業務の概要とスケジュール作成
- (b) 部門間の連絡及び調整
- (c) 各スタッフの業務の概要説明
- (d) 開催会場の概要と安全上配慮すべき事項
- (e) 危機管理の対策

d 危機管理への対応

公演制作現場における自然災害、事故、騒動等による危機を予測し、日常の予防対策を実施し、緊急時の公演中止、停止その他回避の対策、事態収束後の復旧対策等を進める管理体制とその計画の確立のため次の事項を実施します。

- (a) 情報入手先の確保
- (b) 火災、事件、事故における各所轄機関との連携
- (c) 緊急連絡網の整備
 - ・所轄の警察、消防、保健所、関係者、関係機関連絡先（※個人情報取り扱いを注意）
 - ・楽屋等内線電話周知
- (d) 事故発生時の緊急処置
 - ・火災、事件、事故での会場避難経路の周知徹底
 - ・発生時における避難誘導員の確保と事前教育

- (e) 緊急時マニュアルの作成
- (f) マスコミへの対応
 - ・担当者の選任
 - ・資料作成および提供方法（場所、時間等）確認
- (g) その他
 - ・トラブル・クレームへの対応
（写真・ビデオ撮影、録音、チケットの紛失・キャンセル、定員オーバー、出演者の降板・交代、曲目・演目変更等）
 - ・差別落書きへの対応
 - ・身体障がい者や高齢者の対応
 - ・AED設置場所周知
 - ・迷子、遺失物・拾得物、傷病者への対応

(7) 県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策

鳥取県の文化の拠点施設として、情報交換等を通じて県内文化施設とのネットワークの充実を図り、事業の協働実施のほか、財団がこれまで培ってきた施設の管理運営やアートマネジメント手法などのノウハウを最大限に生かしながら指導的な役割を果たし、県内文化施設とともに、地方文化の振興・発展に努めます。

ア【ネットワークの充実（情報交換、指導・助言、事業の協働実施）】

「(公社)全国公立文化施設協会※1」との連携により、国及び地方の文化芸術施策の動向、公立文化施設が抱える諸課題等についての研究協議を通じて得た情報を持ち帰り、「鳥取県文化施設協議会※2」を中心に、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター等の**県立施設及び市町村の文化施設への情報提供と情報交換**、研修会の開催、その他、**様々な要望に対し、指導・助言を行う**ことにより信頼関係を築いてきました。

今後もこれまでの信頼関係を基に、県内公立文化施設との連携、また、必要に応じて地域の文化団体や文化活動者と連携し、各地域のニーズや実情に応じて、文化人口の拡大に繋がる**事業の協働実施等**に取り組みます。

イ【人材育成（研修会の開催・技術的サポート）】

鳥取県文化施設協議会等と連携して、県内文化施設職員のアートマネジメント力、舞台技術力等を高めるため、**専門職員の研修会を開催**するなどして、スキルアップや意識向上を図り、県内全体の底上げに努めます。

また、当会館の舞台技術職員が、「県内文化施設職員」「県内文化施設の設置者」「県内の文化活動者」へ**技術的なアドバイスなどの支援**も行います。

※1【(公社)全国公立文化施設協会とは…】

全国の公立文化施設の連絡、連携のもとに、地域文化振興を図り、我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とした組織で、情報収集提供事業、各種研修事業（人材育成）、各種調査研究事業、保険事業、公立文化施設支援事業、文化庁委託事業など、様々な公立文化施設にとって有益な事業を展開している。

組織構成として、3つの専門委員会（経営環境部会、事業環境部会、特別部会）と全国のブロックごとに7つの支部があり、その支部ごとに支部委員会が設けられています。

[中四国支部]

令和1・2年度は、県民文化会館が鳥取県の代表館として支部長に就任することが決定しています。

（併せて、全国公立文化施設協会の理事に就任）

※参考：加盟施設 1,304 施設（令和1年10月現在）、中四国支部 164 施設（令和1年10月現在）

※2【鳥取県文化施設協議会とは…】

県内の文化施設が相互の情報交換、研究等を協力して実施することにより、その機能を十分に発揮し、地方文化の振興、発展に寄与することを目的とした組織で、各種調査、研修、舞台技術研修を展開している組織で、現在11施設が加盟しており、組織構成として、「施設管理業務部会」「自主企画事業部会」「舞台技術部会」の3部会があります。年1回の定例総会と各部会主催による研修会を年1回開催しています。その他、適宜情報交換も行います。

[事務局館]

本協議会の設立（平成8年5月）から現在まで、事務局館として牽引してきました。上記のほか、改修時期に入っている県内各施設の舞台技術担当者間においては、技術動向の情報の共有化等を図るため、改修実施現場の視察等の情報交換による人的ネットワークの拡大も図っています。

(8) 文化芸術情報の発信に関する取組

従来からの新聞広告、ラジオ、テレビ、フリーペーパーなどのメディアミックスでの情報発信をさらに強化し、マスメディア中心の展開により、事業の情報発信を高めます。

事業の特性によるメディアの使い分けや、地域との協働による新しい関係性の構築を図りながら発信に努めます。

また、一方通行の“情報の発信”から、一つひとつの広報物の利用方法の多様化の検討、タウンメディア・WEB、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の有効利用などによる、県民の皆さまとの“情報の共有化”を目指していきたいと考えています。

さらに、チラシを中心とした紙媒体は、環境に配慮した適正な枚数を精査し、効率的に配布します。

ア【情報発信の取組】

(ア) 広告

チラシ・パンフレット・リーフレット等印刷物の制作・配布等、広報を戦略的・効果的に展開して行くため明快なコンセプトに基づき行います。

(イ) 出版物・広報誌

財団情報誌アルテをはじめとし、県民との交流の場を図るために、様々な手法を用い系統的かつ戦略的な情報発信を行います。

(ウ) メディア

テレビ・新聞・雑誌等の媒体を介した情報発信とメディアミックスにより、幅広い広報を展開します。

(エ) イベント

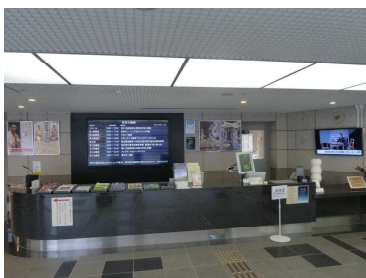
誰もが自由に参加ができるイベントやアフターイベントの開催、またワークショップ等を通して広報を展開します。

(オ) ホームページ、SNSによる情報発信等

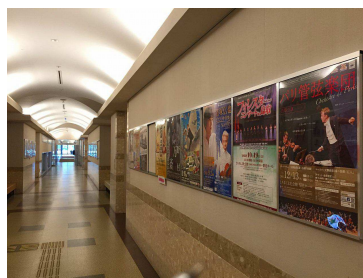
多方向からアクセスできる環境を整備していくため、ソーシャルメディアを有効活用し、財団が運用するホームページをはじめ、フェイスブックページやメールマガジン、動画投稿サイトなどを媒体として活用し、各種情報の広い周知を進めます。あわせて、機能強化及びページの拡散、発信ツールの手法等の向上を目指します。

(カ) 館内等への掲示

公演ポスターの館内掲示及びラック等へのチラシの配架をはじめ、テレビモニターによる映像配信、館外や公演会場周辺における大型看板の設置等を行うなど、視覚的にも分かりやすい情報発信を行います。



【テレビモニターによる映像配信（総合受付カウンター）】



【公演ポスターの掲示】



【公演会場周辺の大型看板】

イ【重点的取組】

- (ア) マーケティングを強化しながら、従来からの紙媒体やメディア広告をはじめ、WEB、メール、SNS等を有効利用し、横断的かつ統一感のある広報を継続的に展開します。
- (イ) 県内の文化芸術に関する情報が、地域別、ジャンル別などにより、簡単に検索できるサイト「**県内イベント情報サイト**」を平成27年度に構築しました。また、平成27年度には、ホームページをリニューアルし、スマートフォン対応するなど、引き続き時代のニーズを捉えながら、今後もその運営等を検討します。

(9) 文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組

財団の各種事業実施には、財源の安定が必要不可欠です。事業の中・長期的な継続実施にとって不可欠であり、戦略的な中・長期計画のもとに推進していかなければなりません。資金調達は、事業存続にとって生命線であり、この財源の確保を事業運営の重要な柱として位置づけ、国、公益法人、民間などからの**多様な資金を積極的に活用**します。

ア【民間資金（協賛金・寄付金等）の導入】

- (ア) 公益法人、企業財団などからの助成金が見込める事業については、積極的に助成金申請を行います。
- (イ) 企業による文化芸術活動への支援（メセナ）の醸成を図るため、事業協賛を募ります。
- (ウ) 企業とのタイアップなど民間の資源を活用した事業の工夫に努めます。
- (エ) 企業との共催を推進し、経費の節減やマンパワーの負担減を図ります。

イ【公的資金（助成金・補助金等）の獲得】

- (ア) 文化庁の助成制度は、概ね芸術文化振興基本法の基本理念に則って制度化されているため、アマチュアからプロに至るまでの幅広い人材や文化事業に対して制度設計されており、その制度の目的と財団の使命が合致した事業を企画立案するなど、積極的に活用します。
- (イ) (一財)地域創造や(一財)自治総合センター、宝くじ文化公演などの助成金は、文化事業の固有性や地域活性化という観点から、年度ごとにその活用を考え、助成スキームに合致した事業が想定される場合に検討します。

※社会情勢の変化による金利や物価の変動など、管理費及び事業費への圧迫を回避するための打開策

(財務リスクへの対応)

社会情勢の変化による金利や物価の変動などは、施設運営や事業運営に大きな圧迫を与えます。このリスクを回避するためには、省エネルギー・省資源化を日常的に行なうことはもとより、収入と支出のバランスをよく考察し、社会情勢や財団内外の環境の変化を絶えず把握しつつ、全体で極力損失がでない事業収支計画を立案するよう努めるとともに、状況によっては事業内容の見直しやコンパクト化も視野に入れて考えます。

また、長期的に収支が安定するよう、公的資金に加えて**新たな資金源の獲得（企業からの資金提供や個人寄付金など）**や**長期的な資金ニーズ**を分析し、多様な資金源の幅を戦略的に広げます。

2-2 管理の基準

利用者の安心・安全を最優先とし、効率的で公平・公正な管理業務を行います。また、利用者の方からいただくご意見・ご要望を貴重な財産ととらえて運営に活かし、文化活動を行うための拠点施設として、何度でも訪れたいと感じる魅力ある施設づくりに努めます。

(1) 開館時間の設定

開館時間は、現行どおり午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の利便を図るために、特に必要があると認められた場合は、利用時間の繰り上げや延長など、時間外利用に柔軟に対応します。

運用に当たっては、催事の内容や日程などを確認・検討し、効率的な作業日程の提案を行います。

会館の各入口は、午前8時30分に開錠し、入館できる体制とします。また、利用施設の貸出体制が整っている場合に行っている、15分前からの鍵出しサービスを継続します。

(2) 休館日の設定

施設・設備を安全かつ適正に運営していく上で、定期的に全館を閉鎖して点検・保守・整備を行う必要があることから、休館日を以下のとおり設けます。ただし、利用者の方の利便を最大限に尊重するため、定期点検等の日程調整を可能な限り行い、臨時開館あるいは一部開館など柔軟に対応します。

ア【毎月】

毎月第2、4、5月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日の休日でない日）

※ 第1、3月曜日は開館

イ【年末年始】

毎年12月29日から1月3日まで

ウ【臨時開館】

利用に当たっては、打合せの際に効率的な作業日程の提案を行ないませんが、次のように特別な事情がある場合は、臨機に対応し、臨時開館します。

(ア) 「全国大会などの大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由がある場合。

(イ) 日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、片付けを行わなければならない場合。

(3) 利用料金の設定

ア 利用料金については、利用者の要望と利用者収入とのバランスを踏まえ、各施設・設備ごとに設定します。

(施設利用料には、冷暖房料を含むものとします。) 別冊「施設等利用料金表」のとおり。

イ 利用料金は概ね現行どおりとしますが、利用者の要望に応え、新たな料金を設定します。

(4) 利用料金の減免の設定

減免を受ける場合は、減免申請書を提出していただくこととし、次に該当すると認められる場合には施設の利用料金を減免します。また、県内の文化芸術活動を推進するため、梨花ホールの割引制度を継続します。

ただし、時間外(22:00～翌日9:00)利用料及び延長(12:00～13:00、17:00～18:00)利用料は減免対象としません。なお、学校減免については、他団体との公平性を期すため、設備利用料徴収について検討します。

ア【ホール又は展示室を練習又は準備のために利用する場合】

ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合は、施設利用料をホールについては、平日の無料区分の1/2に、展示室については非営利料金の1/2に減額します。

イ【文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール・展示室を利用する場合】

文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール・展示室を利用する場合は、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

なお、文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用するときは、アで算出した料金の1/2（10円未満切捨て）に減額します。その場合本番日から1ヶ月前までの期間に行う練習等で、1回に限るものとします。

文化芸術団体	<ul style="list-style-type: none"> a 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体 b 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体 c 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会 d 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> a 営利を目的としないこと（非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする） b 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないが、文化芸術の振興を目的として、地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること c 演奏会、公演、鑑賞会の直前（本番日に連続した日）に行う練習・リハーサル、準備も対象とする

ウ【文化活動に練習室・リハーサル室を利用する場合】

利用者の方の文化活動を支援するため、予約の入っていない施設を安価に利用していただけるよう、利用予定日の1月前を経過後に利用申込みがあった場合に限り、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

エ【障がい者、要介護者、難病患者が利用される場合（営利目的の利用の場合を除く）】

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次の(ア)～(ウ)の基準に該当する心身に障がいや有する者、又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的でない場合は、【減免一覧】のとおり減免します。

- (ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者。
- (イ) 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者。
- (ウ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者。（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいや有する者）

オ【県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合】

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合には、本番のほか本番日以外に行う準備・リハーサル（原則として本番前日から1か月前までの期間に行うもので、1回に限る。）のために利用する施設及び設備に係る利用料を全額免除します。（ただし、延長料金、及び時間外料金、当日の利用時間変更に伴う延長料金は除く。）

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> a 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、幼稚園 b 専修学校 c 指定技能教育施設（技能教育を受けている生徒に限る。） ○若葉学習会専修学校 ○あすなろ予備校 等 d 保育所 e 教育関係団体 ○中学校・高等学校文化連盟 ○私立幼稚園協会 ○書写書道教育研究会 等
-------------	--

対象行事	対象団体に属する幼児、児童、生徒又は学生が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事で、次の用件をすべて満たすもの。
	<ul style="list-style-type: none"> a 対象団体が主催するもの b 対象団体の代表者（学校長等）が利用の申込及び利用料金の減免申請を行うもの c 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの d 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの e 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと f 幼児、児童、生徒又は学生が文化芸術活動を実践する（出演者、制作者等として参加する。）もの又は学校（大学を除く。）における部活動に関するもので、次の（a）～（c）に該当するもの（対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く） <ul style="list-style-type: none"> (a) 合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、マーチングバンド・バトントワリング、映画、放送、文学、弁論、新聞、文芸、郷土研究、講談、落語、浪曲、漫談、漫才等の芸術 (b) 茶道、華道、書道等の生活文化及び囲碁、将棋等の国民娯楽 (c) 神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、吟詠剣詩舞等の伝統芸能

カ【会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合】

会館の施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が、会館を利用する場合には、全ての施設の利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

【減免一覧】

対象者・利用目的		減免対象施設	減免額
県内の文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合		梨花ホール 小ホール 展示室	施設利用料通常料金の1/2免除
文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合（利用日の1か月前を経過してからの予約受け付け分に限る。）		リハーサル室 練習室1・2・3・4	施設利用料通常料金の1/2免除
障がい者、要介護者、難病患者等の社会参加目的で利用する場合	障がい者及びその介護者が利用者の1/2未満のとき	すべての施設	施設利用料通常料金の1/2免除
	障がい者及びその介護者が利用者の1/2以上のとき		施設利用料全額免除
	利用者が特定されていない場合		
県内の学校等対象団体に属する児童、生徒または学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合		すべての施設	施設及び設備利用料全額免除
会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合		すべての施設	施設利用料通常料金の1/2免除

※別冊「施設等利用料金表」の料金から、上記のとおり減免します。

イ【割引制度】

梨花ホール客席を1階席のみの利用とされる場合は、所定の本番料金を4/5（80%）料金の減額します。

(5) 個人情報の保護への対応

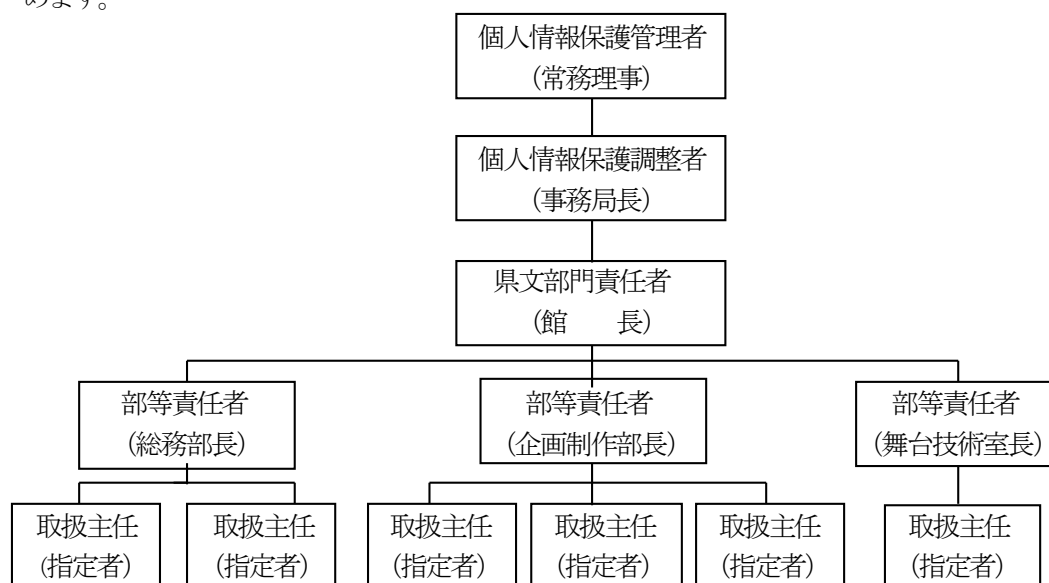
ア【管理体制及び規程の整備等】

財団では、保有する情報資産のセキュリティ対策を強化しており、ネット環境を含む情報のセキュリティポリシーの明確化を図っています。

鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要領」を制定し、下記の管理体制を整備するとともに、特定個人情報（マイナンバー）についても、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、その適正な取扱いの確保に努めています。

また、外部からの不正アクセスの防御、情報漏洩等の防止等の統合的な対策として、UTM機器（ファイアウォール機能をベースに、アンチウィルス、不正侵入防御等の複数のセキュリティ機能が統合された機器）の設置、財団友の会会員情報の適正管理のための「友の会会員管理及びチケット販売システム」の導入など、適宜改善を図りながら、財団の「情報管理ネットワーク」を構築しています。

このほか施設利用者などの顧客情報をはじめ、さまざまな個人情報を保有していますが、情報保護の重要性を認識し、継続的な研修会の開催をはじめとする職員のコンプライアンス意識の徹底、啓発を推進し、適正な取り扱いに努めます。



※管理体制（館該当部分抜粋）

- 1 「部門責任者」は、各部門における個人情報に関する事務を統括するとともに、個人情報の適切な取扱い等に必要な措置を講ずる。
- 2 「部等責任者」は、部門責任者の命を受けて、当該部門責任者の事務を補佐する。
- 3 「取扱主任」は、当該部門における個人情報の管理の記録等事務を担当するとともに、四半期毎に情報内容のチェックを行い、各部等責任者に報告する。

※苦情処理体制（館該当部分抜粋）

- 1 各館が管理する個人情報に対する苦情相談は、総務部長がこれに当たる。

※決裁権限（館該当部分抜粋）

- 1 開示等請求への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、非開示決定等請求どおりの対応を行わないときは、常務理事の専決事項とする。
- 2 苦情申出への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、重要な案件については、常務理事の専決事項とする。
- 3 取扱主任は、館長が指定するものとする。
- 4 その他の事務処理について、重要なものは常務理事の専決事項とし、軽微なものは館長の専決事項とする。

イ【公表、閲覧体制】

個人情報保護規程、実施要領等については、財団ホームページに掲載し、広く県民に公表しており、開示請求などの具体的な手続方法も明確にしています。

また、規程に基づき、財団又は会館が取り扱っている個人情報は「個人情報取扱事務登録簿」として、閲覧の希望があれば対応できるよう事務所内に備え付けています。

(6) 情報の公開への対応

ア【情報開示及び閲覧体制】

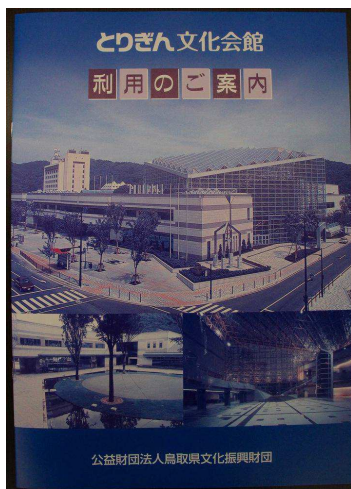
当財団は、鳥取県情報公開条例の実施機関であり、その規定に基づく情報の開示請求等に対応する体制を整えています。

また、公益財団法人として、計算書類等の関係法令に基づく書類を作成し、財団ホームページに掲載するとともに、常時、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する体制も整えており、継続して当財団の説明責任を果たします。

イ【施設・設備情報、利用手続、利用者の声等の公表】

施設や設備に関する情報、利用手続の方法、料金表、申請書類の様式等を、会館のホームページに掲載するとともに、「利用の案内」という冊子にまとめ、お客様に配布します。

また、当館の施設管理等に対する県民、利用者の皆様のご意見は、電話・メール・アンケート等でお受けし、随時改善できるものは改善し、いただいたご意見と対応状況については、会館ホームページの「利用者の声」コーナー及び、館内掲示版で公表しています。



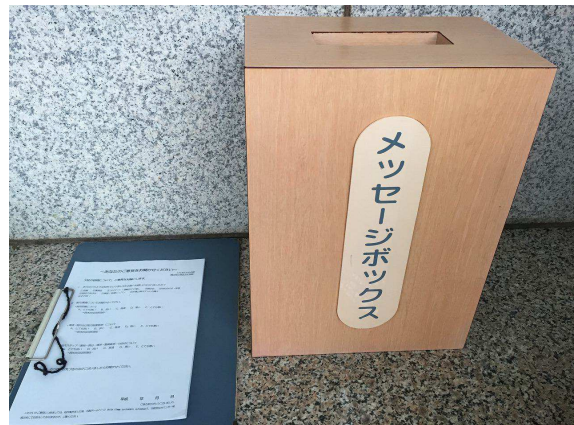
【利用の案内】



【利用者の声】



【とろぎん文化会館ホームページ】



【メッセージボックス】

2-3 施設設備の維持管理業務について

(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

会館には、消防用設備、昇降機設備といった利用者の皆様の身体・生命・財産の安全に関わるものばかりでなく、舞台機構・照明・音響設備など、大規模な設備から比較的小規模な設備に至るまで、多種多様な設備が数多くあります。

このため、施設設備の適切な維持管理は施設の管理者の重要な使命と考えており、次の点に留意しながら適切な維持管理を行います。

ア【職員の危機管理意識の徹底】

全職員が施設設備の不具合が重大事故や火災等の発生など重大な事態につながりかねないとの認識を持ち、些細な異常も見逃さない姿勢を保持するため、「安全衛生委員会」を組織しており、これを主体として、毎月1回の自主点検のほか、危機管理意識の醸成のため各種研修への積極的参加を図り、事故等の未然防止と危機管理意識の徹底を図っています。

イ【適切な保守点検の実施】

設備の老朽化、機能水準の維持状況等の点検を行うためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性を持った専門業者による保守点検が必要不可欠であり、外部委託により適切・適法な保守点検を実施します。

ウ【利用者への適切な使用方法の案内】

施設設備の長期安定使用のためには、実際に使用される利用者のご協力も不可欠です。従って、事前の打合せや準備の際に、使用方法、機能、材質などその適切な使用のための必要な説明を十分に行い、イベントの準備、開催中のトラブルがないよう利用者の方にご理解、ご協力を求めます。

エ【効果的・効率的な改修・修繕の検討・実施】

施設・設備の維持管理は、保守点検結果等による維持管理に係る情報に基づき、事後保全だけでなく、事前保全、予防保全の観点から行っており、建築設備（消防設備、電気設備、昇降機設備等）、舞台機構設備などの運用面（継続的な稼働）及びコスト削減並びに長寿命化を図っています。保守点検等により明らかとなった不具合については、利用者の皆様への影響度、緊急性、費用対効果など様々な視点で、最も効果的、効率的な対策を検討し、軽微なものについては施設管理者において速やかに修繕を行います。

また、会館は平成5年10月の開館から25年目を迎えており、施設・設備の経年劣化による進行状況を把握しながら、平成22年度に鳥取県との連携により策定（平成28年度再編）した長期修繕計画を基に、中・長期視点での施設・設備の修繕計画を立て、その都度、改修や更新など必要な措置を講じます。

(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

ア【施設設備の保守点検等】

開館から25年余が経過し、施設設備の経年劣化に伴う不具合が増加しつつあるなど、適切な維持管理を行う上で、今後、更に保守点検の重要性はますます高まっていくものと認識しています。この認識の下、具体的には次に掲げる観点に沿って業務を遂行します。

(ア) 専門業者への外部委託

各設備を適法に維持管理していくためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

(イ) 適切な保守点検内容の設定

会館に設置されている設備には、消防法、ビル管理法、建築基準法など各種の法令等で点検回数や点検方法（内容）が定まっているものも多くあります。それ以外についても国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務共通仕様書」等に基づき、適切な維持管理水準が保持できるよう、点検回数や点検方法（内容）を定めております。また、これまでの保守点検の実績や経験、受託業者からの提案などにより、より効果的・効率的な実施に向けて、仕様書の見直しを行い、一部業務を除いて複数年契約を締結しています。

令和1年度からの5年間は、同様に効果的・効率的な実施に向けて、長期的かつ安定的に適切な業者を選定し、5ヵ年契約を締結して保守点検を行います。

(ウ) 受託業者への適切指導

- a 保守点検を含めた維持管理業務を安定的かつ適切に運用していくためには、当該業務に従事する会館職員と受託業者間の意思疎通が重要であり、職員の建築物環境衛生管理技術者等の資格取得を進めるなど、業務に対する取組姿勢や価値観の共有化を図るため、随時打合せや協議・指導を重ねていきます。
- b 受託業者には常に提案型思考の取組対応を求め、日々の業務遂行の積み重ねの中から得た経験や技術革新に係る情報提供等により、最新の点検方法や点検機器の導入など、全体の技術レベルの嵩上げと遂行能力の向上を図り、ひいては当該業務の効果的・効率的な遂行を目指します。

(エ) 利用への影響を最小限に

各設備の保守点検時には、多くの場合、施設利用を止めることとなります。このため保守点検は、基本的に休館日に実施することとし、複数日に及ぶ場合も休館日を含めるなど効率的に実施し、その影響が最小限となるよう受託業者と調整しながらサービス水準の維持を図ります。

イ【清掃業務】

清掃業務は、各設備の保守点検業務と共通する部分も多くありますが、直接、利用者の皆様の目に触れ、会館に対するイメージを形成するものであり、建物の美観維持、建材の劣化防止、清潔で快適な空間を提供することは、県民の皆様へ愛される会館とするためにも非常に重要です。

このため、専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により実施しますが、大規模施設であり、場所によっては利用頻度等も大きく異なることから、必要に応じて日常清掃、特別清掃等に振り分けて実施します。

このほか、会館の外部周辺の落ち葉、ゴミ清掃等を目的とした外部清掃（月2回程度）を障がい者の経済的自立及び就労機会の確保の観点からも、障がい者就労施設への委託により実施します。

ウ【警備業務】

警備業務は、利用者の皆様の身体・生命・財産の保護及び事故等の発生の警戒・予防並びに会館内に設置されている県有財産等の盗難、滅失防止等のため非常に重要な業務です。このため次の点に配慮し、専門的知識・技能を有し、かつ警備機器を取り扱っている専門業者への委託により遂行します。

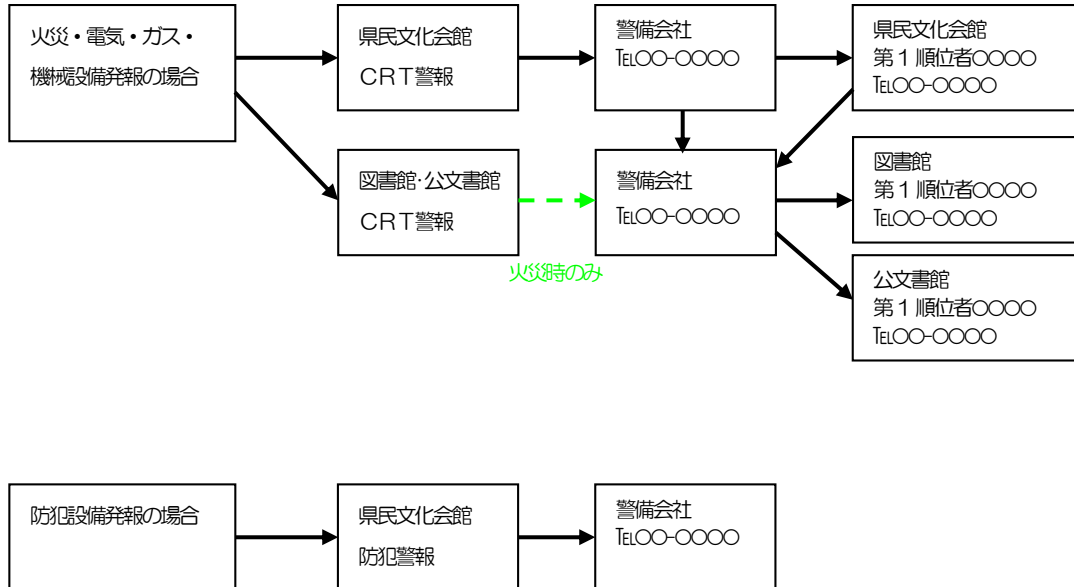
(ア) 開館時と休館（閉館）時の警備体制

開館日の開館時間とその前後の時間（7:30～22:30）については、警備員（1名）による「常駐警備」、また、開館日の常駐警備時間外（22:30～翌日7:30）及び休館日については、会館設置の警報機器と受託業者の監視センターによる「機械警備」により、効率的な体制で対応します。

(イ) 警備内容

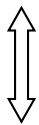
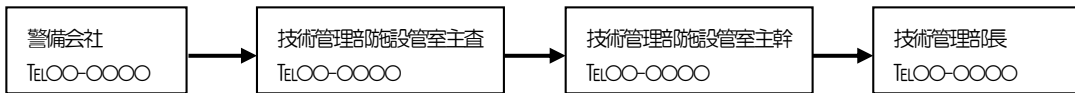
- a 「常駐警備」は、出入口の管理、不審な入館者発見時の対応、閉館時間における火気の確認、戸締り、居残り者の有無確認、会館内外の巡回、駐車場・駐輪場の整理等を主な内容とします。
- b 「機械警備」は、会館内のガス警報、設備警報、火災警報、防犯警報を受託業者の監視センターの警報受信装置において監視し、異常感知時には受託業者の緊急要員が現場に急行の上、状況確認と事態の拡大防止の措置を講じるとともに、消防署、警察署、会館緊急連絡者への速やかな通報等を行うことを主な内容とします。

◎夜間緊急時連絡網 22:30～翌7:30・休館日



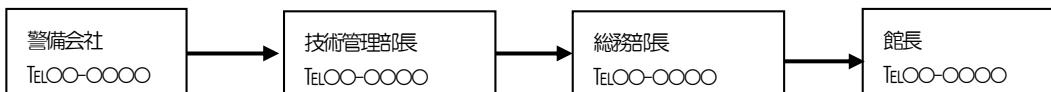
◎夜間の館内連絡網 22:30～翌7:30・休館日

● 【本火災・侵入者がいない場合】



上記連絡先に加え、下記にも連絡する。（会館施設管理室から電話）

● 【本火災・侵入者がある場合】



エ【駐車場管理業務】

(ア) ゲートバー方式による入出庫の管理とともに、警備員による駐車場内巡回を行い、駐車中の盗難事故等の防止に努め、適切な駐車場管理を行います。

また、駐車場で事故、周辺道路の渋滞等を起こさないようにするため、ホール利用者等の協力を得て、十分な打ち合わせを行い、誘導員の配置等を促します。

(イ) 満車によるトラブルの軽減し、来館者および地域の皆様が駐車場を公平に利用できるよう、利用料の有料化を検討します。

(ウ) 駐車場における冬季の積雪時には、適宜、除雪を行います。対象面積が広いこと、除雪機械を有する専門業者への委託により実施します。

また、会館周辺の歩道等については、小型除雪機及び職員の人力により除雪作業を実施し、歩行通路の確保に努めます。

オ【植栽管理業務】

(ア) 会館敷地内における立木、芝生等を常に良好な状態に保ち、また、美観の維持のため、高木又は低木剪定、病害虫の発生防止等を専門的な知識・技術を有する専門業者への委託により遂行します。

(イ) 全国的に樹木の倒木等による事故の発生が伝えられていますが、受託業者と連携して類似事故の発生の防止に努めます。

(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る設計金額については、従来から県の営繕担当部局の指導を受けながら、適正な歩掛りや単価の設定に努めてきたところです。

各業務の歩掛りや直接物品費、業務管理費及び一般管理費といった諸経費率の設定は、国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を基本としています。当該基準に該当する歩掛り等が無い業務については、鳥取県の「労務単価表」や市販の「建設物価」の単価の採用のほか、必要に応じて市場単価の調査、専門業者から徴取した見積価格に歩掛りを勘案した単価を設定します。

このような考え方を基本として設計金額の積算を行っていきますが、受託業者の業務実態を定期的に調査し、必要人員数、個別単価などが、過剰或いは不足とならないよう経費縮減とともに適正な積算に努めていきます。

また、財団が会館と倉吉未来中心の管理運営を一体的に行うことにより、各種維持管理業務の同一業務について、会館との一括発注が可能となり、両館の経費縮減及び規格統一化された業務管理の運用を図ります。

(4) 外部委託する業務内容とその考え方

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。なお、やむを得ず県外業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議することとします。

ア【施設設備の保守点検、清掃、保安警備等】

各設備の適切な維持管理のためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。清掃、警備、植栽管理、除雪作業の各業務においても、専門的な技術、特殊機器等が必要であり、同様に専門業者への委託により実施します。

イ【レストランの運営】

レストランの運営については、運営形態、サービスの提供内容等、利用者により良いものとなる提示をした業者に運営を委託します。

また、いずれの場合も食材等については、県内産品の活用を促していきます。

ウ【電力の調達】

電力の調達に当たっては、県内事業者への発注機会の増大の観点と、予定価格が160万円超であることから、県内の一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした制限付き一般競争入札の方法により事業者を決定し契約を締結しています。



エ【その他の業務】

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- 施設設備の営繕・修繕・管理に関する業務
- 管理運営事務の遂行に関する業務
- 文化芸術事業の実施に関する業務

(5) 委託先選定方法

ア【選定方針】

各設備の特性や業務内容に応じて次のような必要条件を吟味し、適切な業者への発注に努めていきます。

- (ア) 不具合発生等緊急時に迅速な対応が行えるよう、市内に本店又は営業所を有すること。
- (イ) 不具合発生時に緊急修繕等が行えるよう、単なる点検技能だけでなく修繕・部品調達能力も兼ね備えていること。
- (ウ) 会館の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える組織・人員体制を備えていること。
- (エ) 有資格者が求められる保守点検においては、県民文化会館の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える有資格者を保持していること。

イ【選定方法】

当財団は、県出資の公益財団法人であるため、外部委託する際の発注・選定方法は、鳥取県会計規則などの県の規程の例に準じて行っています。従って、原則競争入札により選定していますが、少額なものや特殊な設備で施工業者しか保守できないものについては、例外的に随意契約により行っています。

今後も、基本的には従来の方法により選定していきますが、指定管理者制度においては、民間手法の活用も期待されるところであり、民間手法の研究も行き、出資者である県と協議しながら、効率的な選定方法を検討します。

(6) 委託、工事請負の発注予定

ア【発注予定】

現在、再委託を実施あるいは予定している保守点検等業務は下表のとおりです。

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	事業用電気工作物保守点検業務	5年	1,848千円	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため(全館停電日1日で作業を完了させるための人員が必要)
2	消防用設備保守点検業務(消防用設備、直流電源装置設備、非常用予備発電設備を一括発注)	5年	3,960千円	県内	指名競争	
3	冷温水発生機設備保守点検業務(2館一括発注)	5年	2,458千円	県内	指名競争	
4	運転監視業務(運転監視、空調設備、自動制御設備、ばい煙濃度測定分析を一括発注)	5年	21,780千円	県内	制限付一般競争	
5	昇降機設備保守点検業務(2館一括発注)	5年	3,921千円	県内	指名競争	
6	自動扉・排煙設備保守点検業務	5年	770千円	県内	随意契約	
7	情報・通信設備保守点検業務	5年	1,920千円	県内	指名競争	
8	移動式展示パネル保守点検業務	5年	550千円	県内	指名競争	

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
9	舞台機構設備保守点検業務	5年	2,435千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
10	舞台音響設備保守点検業務	単年	(1,980)千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
11	舞台照明設備保守点検業務	単年	(2,200)千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
12	ピアノ(ベーゼンドルファー)保守点検業務(2館一括発注)	5年	150千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
13	ピアノ(スタインウェイ)保守点検業務	5年	212千円	県内	随意契約	
14	ピアノ(ヤマハ)保守点検業務	5年	378千円	県内	指名競争	
15	電動式移動観覧席保守点検業務	5年	247千円	県内	随意契約	
16	清掃業務(日常・特別清掃)	5年	17,059千円	県内	指名競争	
17	建築物環境衛生管理業務 (建築物環境衛生管理、雑排水・汚水管洗浄を一括発注)	5年	1,578千円	県内	指名競争	
18	植栽管理業務	5年	4,400千円	県内	指名競争	
19	警備業務 (防犯設備保守点検業務を含む)	5年	4,596千円	県内	指名競争	
20	館内ネットワークソフトウェア保守点検業務(2館一括発注)	5年	272千円	県内	随意契約	
21	公益法人会計システム保守点検業務	単年	(1,004)千円	県外	随意契約	平成15年度にシステムを導入しており、その納入業者が県外のため
22	舞台技術業務(舞台、音響、照明)	単年 (単価)	(4千円) (1人時間当り)	県内	随意契約	
23	駐車場除雪業務(一定量降雪時)	単年 (単価)	(32)千円 (1時間当り)	県内	随意契約	
24	情報誌製作業務	単年	(5,929)千円	県内	指名競争	
25	文化芸術事業業務委託関係	必要期間	未定	県外	随意契約	業務内容の性質から県内に契約権利、技術等を持つ者がいない場合

金額(概算)は、単年度換算(税込)した金額を記載

※上記3、5、12、20については、倉吉未来中心との一括発注により、効率的かつ経費の節減を図ります。

イ【障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定】

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	外部清掃業務(障がい者作業所)	単年 (単価)	(14)千円 (1単位4時間:1単位当り)	県内	随意契約	

(7) 省エネルギー・省資源への取組

省エネルギー・省資源を実行するため、「環境管理マニュアル」を策定し、鳥取県版環境管理システム（TEAS II）の認証登録がされています。この活動を中心としながら、省エネルギー・省資源のP・D・C・Aサイクルを基本に、職員自らの環境意識の向上、実行とともに、来館者の方々のご理解、ご協力も得ながら取り組みます。

〈主な取組〉

ア【電力デマンド（最大需要電力）の制御による最大電力の抑制】

- 電力デマンドは、夏季に全館を利用するようなイベント集中時となります。空調設備は、催事内容を把握したうえで、利用者への空気環境を十分維持しながら、予冷・予熱を上手く活用し、省エネルギーにつなげます。

イ【施設利用者及び来館者の環境意識啓発】

- 利用施設における冷暖房温度調整
- 節水の協力（流水擬音装置の設置）
- シェアスポットとしてのオープンスペース利用
- 駐車場内のアイドリングストップ啓発看板設置

ウ【敷地周辺の清掃を通じた環境意識啓発活動】

- 毎月1回、敷地周辺の清掃活動及び、隣接する国道（歩道）の美化活動「国土交通省ボランティア・ロード活動」の実施（秋・冬季は、植栽の落葉収集、除雪作業のため必要に応じて回数増）

エ【電力使用量削減によるCO₂排出量削減目標の設定、温室効果ガス削減の取組】

- 施設利用の拡大による1人あたりのCO₂排出抑制
- 環境省および鳥取県が推進する「ライトダウンキャンペーン」へ参加するとともに、キャンペーンに連動した会館事業を通じて広く県民に呼びかけ
- 照明器具のLED化
- コピー機等の節電モード設定、退館時のパソコンのコンセント抜き
- 自動販売機設置基準として、省エネ機能（ヒートポンプ式、LED照明等）を設定
- 照明の一部消灯、夜間利用のないエリアの部分消灯

オ【廃棄物の排出量の抑制、リサイクル・リユースの取組】

- ペットボトルキャップを回収し、再資源化
- 詰替商品、リサイクル商品を優先して購入

カ【職員の環境意識の向上のための環境研修の実施】

- 年1回、全職員を対象に実施



【ライトダウン】



【敷地周辺の清掃活動】



未来のために、いま選ぼう。

【「地球温暖化対策のための国民運動」ロゴマーク】

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

ア【『消防計画』の作成】

会館における火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、会館の防火管理に関し必要な事項を定めた『消防計画』（法令による）を作成しています。

※防火管理者 ⇒ 1名配置

その他、防火管理者講習修了者3名を配置しています。

イ【消防避難訓練の実施】

『消防計画』に基づき、避難誘導、初期消火、館内放送、シューター脱出等の防災訓練を定期的に行うなど職員の意識啓発と非常時の対応について徹底し、災害予防に努めます。

各職員に行動内容を反復する訓練形式のほか、臨機応変の対応を視点にし、個々の総合的な能力を高めるため、最低限のシナリオとし、出勤者の上席者が指揮命令を行ったり、所属外の班の役目を担わせたりと、少数人員の想定にも留意しているところです。

また、消防署、関係機関等との共同による救助訓練・地震訓練（J-ALERT）、地震避難訓練等も実施し、より安全な消防・防災体制の構築を目指します。

※ 消防訓練は年2回実施することとしており、うち1回は3館（県民文化会館、図書館、公文書館）合同訓練とし、近隣施設との連携強化を図っています。



【シューター脱出訓練】

ウ【火気使用設備器具、消防用設備及び避難経路の維持管理】

(ア) 火気使用設備器具、消防用設備の定期的な保守点検のほか、「安全衛生委員会」を中心に定期的に館内全体を巡回して自主点検を実施し、避難経路の維持管理・改善強化など安全の確保に努めています。

また、館内各室に「避難経路図」を掲示し、防災意識の啓発を行うとともに、利用者・来館者の安全と非常時に備えています。



【各施設内に掲示の避難経路図】

(イ) 地震・火災等の発生に伴う停電事故に備え、非常用発電装置、避難誘導灯の保守点検等を定期的に行います。

《鳥取県立県民文化会館安全衛生委員会委員構成》

※「安全衛生委員会」 → 7名で構成し、安全衛生推進員（講習修了者）1名を配置しています。

安全衛生推進員講習修了者：5名在館

令和2年2月現在

役 職	備 考
委員長	総務部長
副委員長	技術管理部舞台技術室長
委 員	技術管理部施設管理室主査（安全衛生推進員）
委 員	総務部総務課主任
委 員	企画制作部制作・学芸課主任
委 員	企画制作部制作・学芸課主事
委 員	総務部施設利用課主事



【防火優良認定証】

エ【『防火優良認定証』の取得】

会館は、消防法令の基準を遵守している優良な防火対象物として、鳥取県東部広域行政管理組合消防局から「防火優良認定証」の交付を受けています。

オ【全館禁煙の措置】

健康増進法を受け全館禁煙としています。鳥取県の「健康づくり応援施設（禁煙認定施設）」となっており、県民の皆様を受動喫煙による健康被害はもとより、火災による被害から守るため、安全快適な環境を引き続き維持します。



【フロント等の禁煙認定マーク】

カ【『鳥取県立県民文化会館危機管理マニュアル』の徹底】

会館内で火災や事件・事故等が発生したときに、利用者・来館者の安全を最優先に対応するために、総合的・体系的な『鳥取県立県民文化会館危機管理マニュアル』を一体的に作成し、これが職員の行動指針となり、一定の対応ができる体制を整えています。

また、各職員への意識付けや浸透を図るため、他で発生した事象を、常日頃、当事者として危機意識を感じさせるため、新聞紙上等での様々な事象発生の都度、朝礼・終礼で徹底するなど機会を捉えて注意喚起、意識高揚に努めているところです。

訓練の繰り返しによる体得と併せて、一つの行動指針であるマニュアルの可能な限りの簡素化や一体化、必要事項だけの網羅などといった精査や、訓練等を通じた実効性の検証を継続して行っていくことと、危機意識の維持に努めます。

(ア)「火災、地震、不審者（物）、差別落書等対応マニュアル」の徹底

地震、火災、事故、事件等が発生したとき、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるよう、『火災、地震、不審者（物）等対応マニュアル』を作成していますが、さらに対応能力の向上に努めます。

また、トイレ等で差別落書を発見した場合、現場保存の措置や関係部署への連絡等の対応が速やかにとれるよう『対応手順』を作成しており、その対応に備えています。

なお、開館時間には警備員を配置し、不審者・不審物の早期発見、火災、事件・事故の発生防止、「さすまた」、「ネットランチャー」等の防犯器具も備え、事故防止に努めています。

(イ)「嘔吐物処理マニュアル」の徹底

嘔吐物に含まれている可能性のあるノロウィルスの感染性胃腸炎の二次感染を防止するため、『嘔吐物処理マニュアル』を作成していますが、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるようさらに徹底します。

(ウ)「感染症対応マニュアル」の徹底

新型インフルエンザ等の感染症の流行、または拡大の恐れがある場合、利用者・来館者への感染防止とともに、職員への感染予防による運営体制の維持を図るため、『感染症対応マニュアル』を作成し、その対応に備えています。

(エ)「不当要求行為対応マニュアル」の徹底

不当要求行為（不当な手段、不適正な行為、対応困難な行為）により、利益などを得ようとする者及び来館者に迷惑をかける者を排除するため、『不当要求行為マニュアル』を作成し、その対応の心得等を徹底しています。

(オ)「熱中症対応マニュアル」の徹底

利用者・来館者に熱中症の症状がみられた場合、直ちに適切な処置を行い、熱中症発症者の生命及び身体を守るため、全職員が迅速に対応できるよう、新たに『熱中症対応マニュアル』を作成し対応に備えています。

(カ)「防犯カメラ管理・運用」の徹底

館内各所に設置された監視カメラ（記録有）を活用し、犯罪の未然防止に努めるとともに、利用者の安全確保にあわせプライバシー保護の観点から「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」第22条第2項、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」及び「防犯カメラ管理・運用規程」に基づき、監視カメラシステムを適正に運用します。

従来から、職員の危機管理意識の高揚と技術向上、さらに利用者、来館者の安全確保と安心環境を形成することを目的に鳥取警察署と連携した防犯訓練や不当要求行為等対策研修にも参加してきましたが、今後も継続して意識の高揚と技術の向上に努めます。



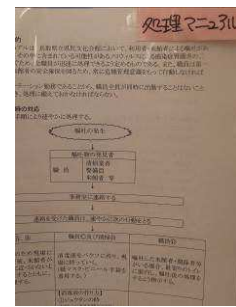
【さすまた】



【ネットランチャー】



【嘔吐物処理セット】



【嘔吐物処理マニュアル】

「鳥取県立県民文化会館 危機管理マニュアル」として一体的に整理

火災、地震、防犯、不審物、爆破予告、嘔吐物、差別落書き、感染症、不当要求行為、熱中症、防犯カメラ管理等

キ【コインロッカーの管理】

利用者の利便を図るためコインロッカーを設置していますが、全国的には事件の現場の一つとなっている事例もあります。常駐警備員の館内巡回等による盗難事故の防止や、長期使用ロッカーについては、利用者に事前に周知の上、保管物を確認するなどして、事件・事故の未然防止に努めています。

(2) 事故・緊急時の体制・対応

ア【緊急時体制】

『鳥取県立県民文化会館危機管理方針（マニュアル）』により、利用者・来館者の安全を最優先に対応します。

イ【AED（自動体外式除細動器）】

心肺蘇生法講習、AED講習等を定期的に行い、応急処置の習得・研鑽にさらに努めます。

なお、当会館は救急救命の知識・技術を持つ普通救命（AED）講習修了者を配置しています。（全職員修了者）

※年2回実施している防火訓練のうち、毎年必ず1回はAED（自動体外式除細動器）の実施訓練を行っています。



【AED（自動体外式除細動器）】

ウ【J-ALERT（全国瞬時警報システム）】

施設利用者や職員等の安全確保、地震被害等の軽減を図るために設置された本システム（Jアラート）を活用して、緊急時に対応できるよう操作訓練や避難訓練を実施するとともに適切に管理運用します。

エ【緊急時に必要な備品の整備等】

事務室及び舞台袖に緊急時の対応に必要な備品を整備しています。（救急箱、担架、拡声器、毛布、懐中電灯、携帯無線機、ヘルメット、防犯用品等）

また、救急搬送などの場合は、速やかな対応が求められるため、主催者と連携し、救急連絡など、利用者の方、来館者の方の安全の確保に努めます。



【救急箱】

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

県立の公共施設として、利用者の皆様に気持ちよく利用していただくことを念頭に公平・公正な管理運営を心掛け、トラブルが発生しないよう努めます。

また、苦情の多くは、日頃からの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、決して起こしてはならないことであり、職員研修を強化して防止します。

ア【苦情、トラブルの未然防止】

(ア) 「職員の教育の徹底」

利用者に気持ち良く利用していただくよう、職員に次のことを徹底します。

- a いつも笑顔で爽やかな対応と清潔な身だしなみ
- b 明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉遣い
- c 心配りのある利用者の立場に立った対応（電話、窓口業務等）
- d 専門的な知識、技術の研鑽

(イ) 「定期的な施設、設備、備品の点検と巡回の実施」

- a 日ごろから設備、備品の点検を行います。
- b 定時巡回を実施し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の処置をします。

(ウ) 「利用者の声等への適切な対応」

- a 利用者からの意見が苦情やトラブルに変わらないように、常に利用者の意見に耳を傾け、可能なものは直ちに改善するとともに、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。
- b 利用者へアンケートを実施します。
- c 利用者懇談会を年2回実施します。
- d 職員で苦情内容を共有し、統一理由での対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。
- e 清掃、警備、日常監視等の委託業者にも、当館のスタッフとしての意識を持って利用者の方に接してもらい、苦情等のトラブルが起きた場合は、即時協議し改善対処します。

イ【苦情、トラブルに対する対処方法】

(ア) 「苦情の受付」

- a 苦情内容は、最後までよく聞き「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- b 利用者に迷惑をかけた場合は、まずお詫びし、その上で説明します。
- c 利用者との議論するのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

(イ) 「対応」

- a 万一トラブルが発生した場合、速やかに関係先に連絡を行い、迅速な処理に努めます。
- b 処理がすみ次第必ず苦情をいただいた方には結果を伝えます。
- c 寄せられた苦情については、内容、処理結果をホームページへの掲載及び館内に掲示して公開します。
- d 寄せられた苦情は、県に報告し、必要に応じ指示を受けて対応します。

(ウ) 「原因の究明」

- a 苦情処理報告書を作成し、必ず原因究明を行い再発防止に努めます。
- b 他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- c 苦情処理綴りを作成し、管理運営に活かします。

(4) その他

ア【自動販売機の設置】

利用者・来館者の利便を図るため、自動販売機を引き続き正面玄関等に設置することとし、設置者の決定にあたっては、公告によるコンペティション方式により令和1年度から5ヵ年間の複数年契約を締結しています。

また、飲料等については県内製品の活用を促し、自動販売機のユニバーサルデザイン対応や省エネルギー・静音等の環境対策、災害時飲料提供機能付などを審査基準に設定しています。

なお、設置場所、設置台数については5カ所に8台を設置しています。



【自動販売機コーナー】

	設置場所	設置台数
1	正面玄関	3台
2	2階会議棟	2台
3	練習室ロビー	1台
4	梨花ホール楽屋	1台
5	駐車場側入口通路（社会貢献枠）	1台

イ【AED（自動体外式除細動器）の取扱い】

会館に設置されているAED（自動体外式除細動器）については、本仕様書において定期点検等の実施が義務付けられており、自主点検を行っています。今後、専門業者への外部委託が必要と判断される場合には、外部委託により点検を実施します。



【インフォメーション横に設置のAED】

ウ【県及び各市町村との連携等】

(ア) 事故・事件・緊急時等の連携

火災、地震、その他災害の発生のほか、防犯（不審者・不審物等）、差別落書、嘔吐物処理、感染症、不当要求行為、熱中症等の対応時には、県をはじめとする関係機関への速やかな連絡・報告とともに、必要に応じて協議や指示を仰ぎます。

(イ) 災害等の有事の際の連携【指定緊急避難場所及び広域福祉避難所の指定】

当館は、災害対策基本法に基づく、鳥取市の指定緊急避難場所であり、また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所にも指定されていますので、災害等の有事の際には、各関係機関と連携し、避難者等の応急対策の拠点施設としての役割を果たします。

2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針

お客様からいただくご意見・ご要望を、今後の管理運営のための大切な財産と捉え、会館で対応できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものは鳥取県に要望します。

(1) 要望の把握方法

ア【アンケートの実施】

施設利用者の方には、ご利用後「利用報告書」にご意見・ご要望等をご記入いただき、鍵返却時にいただいたご意見の詳細や感想を伺います。そのほか、来館者の方のご意見をお聞きするために、館内に「メッセージボックス」を設置するとともに、窓口、電話、FAX、Eメールでも随時、意見・要望を伺います。

また、主催公演では鑑賞者の方へのアンケートを実施します。

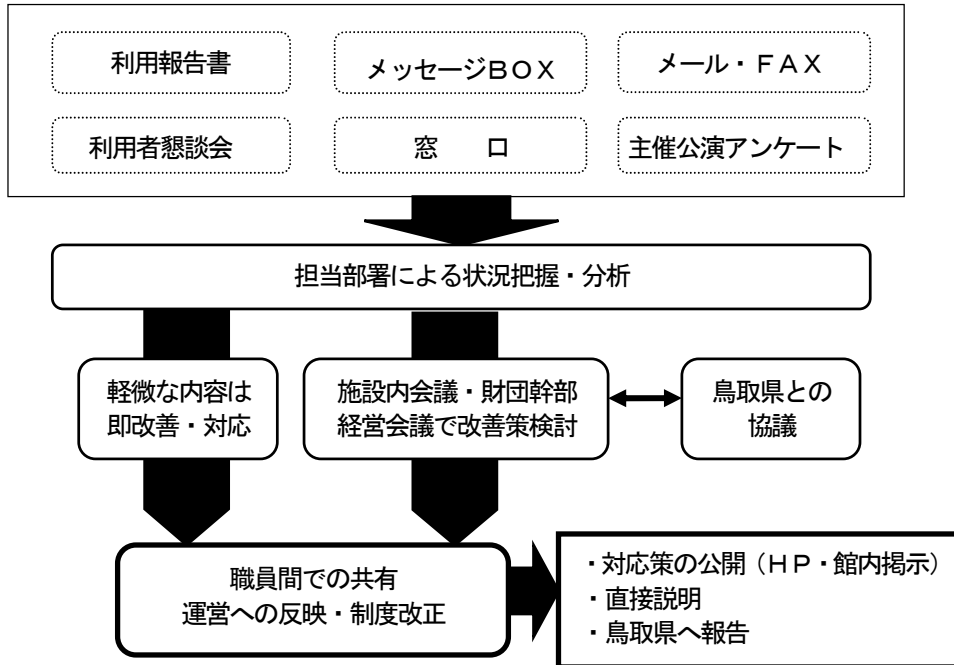
イ【利用者懇談会の開催】

施設利用者の中から公募及び館長指名によって選任した委員の方と、概ね年に2回の利用者懇談会を開催し、様々な視点からいただくご意見を施設運営に反映させるとともに、意見交換する中で利用者の方々と理解を深め合い、よりよい会館運営を目指します。

(2) 対応方針

寄せられた意見・要望等は、速やかに受付担当スタッフが目を通し、内容を聞き取ったうえ、迅速に対応します。即時対応ができない案件は、対応策を検討・協議し、適時対処します。

寄せられた意見・要望等は、全て館長が回答することを基本とし、回答は、会館のホームページへの掲載及び館内に掲示し、公開します。



(3) 利用報告書アンケート集計

利用者の皆様から、「利用者の声」をいただいておりますが「安心・安全で快適に過ごすことができ、スタッフの対応が素晴らしい」と暖かい声をたくさんいただいております。

また、利用者への専門的な技術提供に対して感謝の声が多く寄せられています。

過去4年間にいただいたアンケート集計結果では、施設の満足度において99.5%の方が満足されています。

2-6 文化芸術事業にかかる自己評価手法

実施事業の業績評価の公表

当財団では、全国に先駆けて鳥取県独自の業績評価制度を平成17年度から導入していますが、評価データから総合的な評価を行い、その結果は公益性ある文化事業の信頼性を高め、公的資金を活用した事業の説明責任を果たすため、実施事業の業績評価を財団事業報告書やホームページ等で公開しております。

今後は、職員の意識改革や批評眼の養成、透明性の高い事業の実施結果の公開など、成果を上げてきた本制度を継続して行ないつつ、年度ごとに評価者の意見を踏まえながら評価シートの簡素化を図るなど改良し、評価システムのさらなる充実を図り、県民により質の高いサービスを提供するための評価とします。

ア【目的】

業績評価は評価すること自体が目的ではなく、評価によって明らかとなった課題を改善していくことにより、県民サービスの向上や財団経営の健全化を目的としています。

イ【評価方法】

評価方法は、財務監査に加えて事業実施における鑑賞者アンケートから、効果・コスト・満足度などの業績を数値化したものや事業の質性を重視したもの、加えてアーツアドバイザー会議委員及び外部評価者による批評を混合した財団独自の評価方式を構築し、下記の5つの方法で評価を行います。

- (ア) アンケート …………… 顧客
- (イ) 聞き取り調査 …………… 職員、事業関係者
- (ウ) 事業担当者による1次評価の提出 …………… 職員、所属長（課長・部長）、館長
- (エ) 実地検証及び2次評価 …………… アーツアドバイザー会議委員
- (オ) 専門家による評価報告 …………… 専門家

ウ【評価主体】

- 第1次評価（自己評価）財団職員
- 第2次評価（外部評価）アーツアドバイザー会議委員

エ【評価対象】

財団自主企画事業

オ【評価の情報公開】

評価データから総合的な評価を行い、その結果は公益性ある文化事業の信頼性を高め、公的資金を活用した事業の説明責任を果たすため、財団事業報告書やホームページ等で公開します。

カ【評価時期】

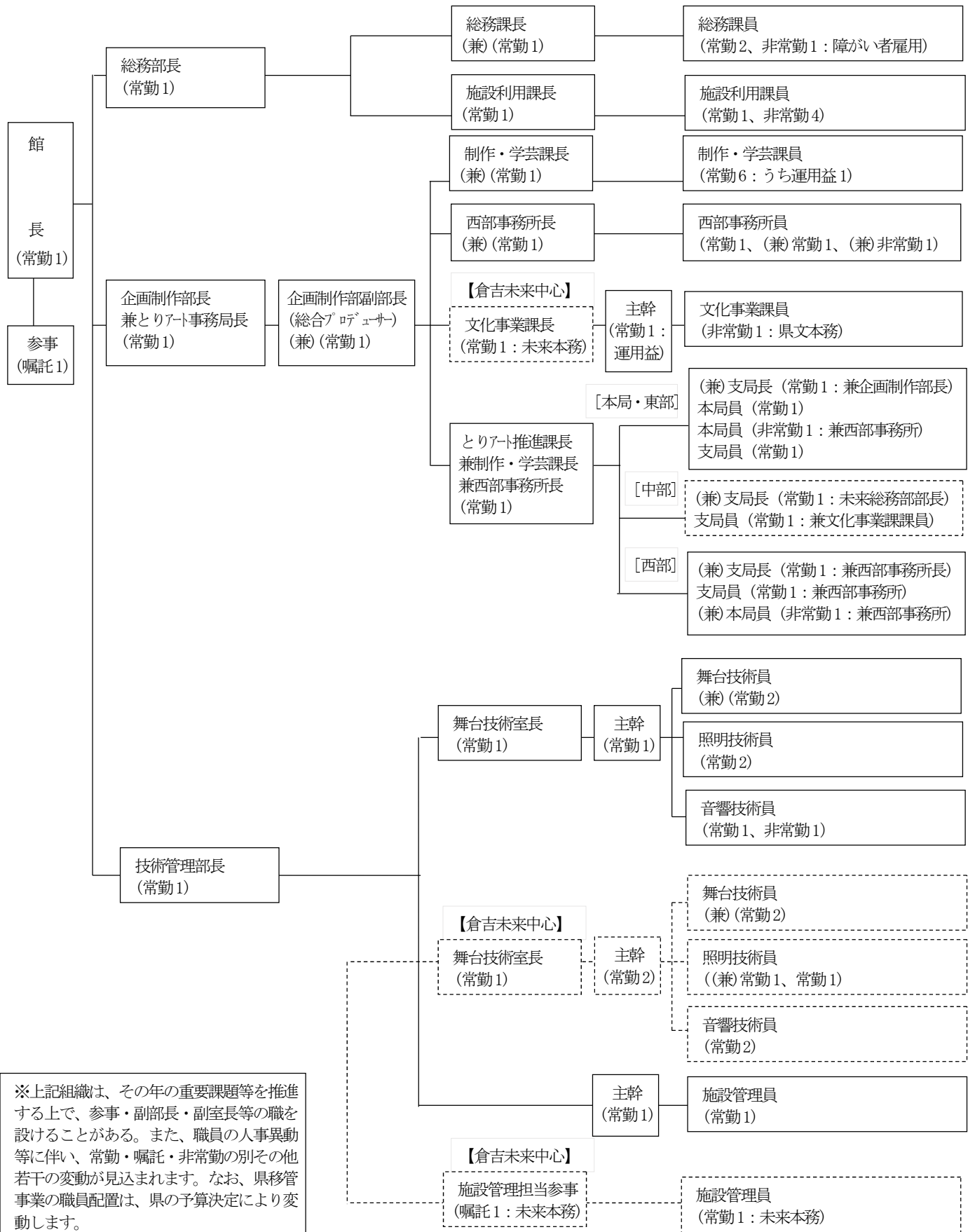
- (ア) 第1次評価：各事業終了1ヵ月後までに自己評価を実施
⇒ 可能な限り当該年度、次年度企画事業へ反映
- (イ) 第2次評価：第1次を受けて評議員の評価を実施
⇒ 可能な限り当該年度、次年度企画事業へ反映

キ【評価サイクルによる業務推進の徹底】

PLAN（目標設定）⇒ DO（業務執行）⇒ CHECK（評価）⇒ ACTION（改善策・目標再設定・評価）を生かすためにP・D・C・Aサイクルによるスパイラルな業務推進を図ります。

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織



※上記組織は、その年の重要課題等を推進する上で、参事・副部长・副室長等の職を設けることがある。また、職員の人事異動等に伴い、常勤・嘱託・非常勤の別その他若干の変動が見込まれます。なお、県移管事業の職員配置は、県の予算決定により変動します。

ア【実施体制の考え方】

(ア) 実務執行体制

当財団では、第3期指定管理までに、プロパー職員が要職を担う体制づくりと併せ、全県の文化振興を図る使命を果たすため、効率的で実効性のある実務執行型の組織体制により業務を遂行しています。

これからも、これまで培ってきた管理運営や、企画のノウハウを基盤に、専門知識のある職員を適材適所に配置し、この体制を強化します。

(イ) 中部・西部地域の事業展開

中部地域では、倉吉未来中心は中部の文化振興の拠点であり、指定管理者として一体管理し、また、拠点施設を持たない西部地域では、アルテプラザ（財団西部事務所）を開設しており、いずれも職員を駐在させます。

これにより、市町村の文化施設と連携するなどしながら、各地域のニーズを反映させ、また、蓄積したノウハウを活かしながら、効率的な事業展開を図ります。

(ウ) 舞台創造を行う舞台技術職員を企画制作部に配置換え

舞台創造を伴う育成・創造事業を精力的に行ってきていますが、当該業務の重要性はますます高くなり、一層の専門的知識、技術が求められます。その知識・技術を有する舞台技術職員1名を専任的に充ててきているところですが、引き続き、当該業務を企画制作業務と位置付け、担当する舞台技術職員を舞台技術室から「企画制作部」に配置換えを継続します。

(エ) 技術管理部の設置

財団企画のプロデュース創作公演や公共文化施設、教育、行政機関などへの柔軟な支援体制がとれるよう財団に技術管理部を置き、専門職員による円滑な人的運営を図ります。

(オ) 幹部経営会議の開催

運営上特に重要な事項について、内部の意思決定の明確化及び情報の共有化を図るため、全管理職参加の「幹部経営会議」を毎月開催しています。幅広い考えの導入と管理職員の経営参画の意識を確立します。

そして、その内容については全職員に周知し情報の共有を図り、全職員により一体的に運営します。

(カ) 男女共同参画等の推進

財団の業務執行における女性職員の重要性は、ますます増していますが、今後も管理職登用に向け、指導・育成に努めます。

また、「イクボス・ファミボス宣言」をしており、長時間労働の削減、休暇制度等の積極活用等、男女がともに働きやすい職場づくりと、ワーク・ライフ・バランスの実践に継続して取り組めます。

イ【施設長人選の考え方】

現在、プロパー職員が士気を高く保ちながら職務を遂行していくため、プロパー職員が施設長職を担う体制を敷いているところです。引き続きプロパー職員の幹部養成に努めます。

(2) 職員の職種等

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容 (担当業務の経験年数) ※令和2年4月1日想定：職種（職名）の経験年数	資格等	人件費 (千円)
館長	常勤職員	21日	○館の最高責任者として館運営を総括する。	—	
参事	嘱託職員	20日	○館長を補佐し、職員の育成、館運営に関すること等	—	

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格等	人件費（千円）
総務部長	常勤職員	21日	○部の総括及び職員の人事服務に関すること等	—	
総務課長	常勤職員	21日	○課の総括及び県その他関係機関との連絡調整に関すること等	—	
総務課員 （主査）	常勤職員	21日	○決算、会計経理、給与諸手当の支給手続に関すること等	—	
総務課員 （主任）	常勤職員	21日	○決算、会計経理、給与諸手当の支給手続に関すること等	—	
総務課員 ※障がい者雇用	非常勤職員	20日	○総務・施設利用・企画制作等の補助業務に関すること等	—	
施設利用課長	常勤職員	21日	○課の総括、利用者懇談会の運営に関すること等	—	
施設利用課員 （主事）	常勤職員	21日	○利用申込及び利用促進、減免制度の運用に関すること等	—	
施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び清掃業務の指導、駐車場の管理に関すること等	—	
施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び情報管理、植栽管理業務の指導、県備品の保守管理、利用料統計に関すること等	—	
施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び総合案内（ポスター・チラシ等）、拾得物の保管整理、警備業務の指導、利用状況等業務統計に関すること等	—	
施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び情報発信に関すること等	—	
企画制作部長	常勤職員	21日	○部の総括及び財団の芸術文化事業の企画立案や部内職員の育成・指導に関すること等	—	
制作・学芸課長 （総合プロデューサー）	常勤職員	21日	○課の総括及び創造・育成型事業の実施に関すること等	—	（とりアート推進課長兼務）
制作・学芸課員 （主査）	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業に関すること等	—	
制作・学芸課員 （主任）	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業に関すること等	—	
制作・学芸課員 （主任）	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業、情報誌に関すること等	—	
制作・学芸課員 （主事）	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業に関すること等	—	
制作・学芸課員 （主事）	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業、ホームページに関すること等	—	財団運用益
制作・学芸課員	非常勤職員	20日	○芸術鑑賞事業、特別共催事業に関すること等	—	
西部事務所長	常勤職員	21日	○西部事務所の総括及び西部開拓及び西部地区における創造・育成型事業の実施に関すること等	—	（とりアート推進課長兼務）
西部事務所員 （制作・学芸課員） （主事）	常勤職員	21日	○西部開拓及び西部地区における創造・育成型事業の実施に関すること等	—	
西部事務所員 （制作・学芸課員） （主査）	常勤職員	21日	○とりアート西部支局業務に関すること等	—	（とりアート西部支局員）
文化事業課長 （未来中心駐在）	常勤職員	21日	○倉吉未来中心等県中部で行われる財団主催芸術文化事業の実施に関すること等	—	財団運用益
文化事業課員 （未来中心駐在）	非常勤職員	20日	○倉吉未来中心等県中部で行われる財団主催芸術文化事業の実施に関すること等	—	
文化事業課員 （未来中心駐在） （主任）	常勤職員	21日	○とりアート中部支局業務に関すること等	—	（とりアート中部支局員）
とりアート 事務局長	常勤職員	21日	○とりアート推進課の総括に関すること等	—	（企画制作部長兼務）
とりアート 推進課長	常勤職員	21日	○とりアート本局との連絡調整に関すること等	—	県補助金

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格等	人件費（千円）
本局員（主査）	常勤職員	21日	○とりアート本局業務に関すること等	—	県補助金
本局員（西部事務所）	非常勤職員	20日	○とりアート西部支局業務に関すること等	—	県補助金
東部支局長	常勤職員	21日	○とりアート東部支局の総括に関すること等	—	（企画制作部長兼務）
東部支局員（主査）	常勤職員	21日	○とりアート東部支局業務に関すること等	—	県補助金
中部支局員（主任）	常勤職員	21日	○とりアート中部支局業務に関すること等	—	県補助金
西部支局長	常勤職員	21日	○とりアート西部支局の総括に関すること等	—	（とりアート推進課長兼務）
西部支局員（主査）	常勤職員	21日	○とりアート西部支局業務に関すること等	—	県補助金
技術管理部長	常勤職員	21日	○舞台技術室及び施設管理室の総括、職員の技術力の育成指導に関すること等	—	
舞台技術室長	常勤職員	21日	○室の総括、職員の技術力の育成指導に関すること等	—	
舞台技術員	常勤職員	21日	○各設備の保守管理・営繕・改修の総括及び舞台設備の利用と維持管理、及び舞台技術の相談・助言・提供に関すること等	—	（舞台技術室長兼務）
舞台技術員（主幹）	常勤職員	21日	○舞台設備の利用と維持管理、及び舞台技術の相談・助言・提供に関すること等	—	
照明技術員（主査）	常勤職員	21日	○照明設備の利用と維持管理、及び舞台技術の相談・助言・提供に関すること等	—	
照明技術員（技師）	常勤職員	21日	○同 上	—	
音響技術員（主査）	常勤職員	21日	○音響設備の利用と維持管理、及び舞台技術の相談・助言・提供に関すること等	—	
音響技術員	非常勤職員	20日	○同 上	—	
施設管理員（主幹）	常勤職員	21日	○三館の施設管理の調整、施設設備の総合保守管理、営繕、防災に関すること等	—	
施設管理員（主査）	常勤職員	21日	○電気設備・駐車場・防災設備の保守管理に関すること等	—	
計					

※ 県委託料ではなく他の財源（県補助金、財団運用益）から充てる職員も含まれています。

（3）日常の職員配置

ア【職員配置の考え方】

労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守し、県民や利用者の皆様の施設として満足していただけるよう、サービス水準の維持向上と経費節減などに考慮した効率的な職員配置に引き続き努めます。

イ【中間時間対応者の配置の充実】

施設利用が入れ替わり手薄になりがちな昼間（12:00～13:15）の時間帯及び夜間（18:00～）以降の受付時間（17:30～18:00）帯の勤務シフトを整えており、利用の実態に併せた利用者サービスの向上に努めます。

ウ【夜間受付対応者の配置】

夜間利用者への対応、夜間受付事務への対応などのため、夜間受付対応者（遅番）を2名以上配置します。（防犯上、うち1名は男性職員を配置）

エ【早朝対応者の配置】

利用者の要望により早朝開館が必要な場合は、利用内容に併せ必要に応じて早朝対応者を配置します。

オ【受付事務のバックアップ体制】

受付事務には、原則として施設利用課の職員が対応しますが、受付窓口の混雑時、利用施設準備のための同課職員不在時などの場合には、総務部及び企画制作部の職員を中心に事務室内に配置されたすべての職員が受付対応を行い、利用者の皆様へのサービス向上に努めます。

カ【役職者の配置】

当日の利用申込みの審査や利用者からの要望・苦情に責任を持って対応できるよう、日中時（8:30～17:30）には、原則として課長級以上の職員を配置します。

キ【ホール利用対応者の配置】

ホールの利用には、舞台技術室の職員が対応しますが、繁忙期等においては、午前から準備・仕込みを行うケースが多く、舞台技術室の現職員体制では対応できないケースもあり、催事の規模・内容に応じて安全性、効率性等を勘案しながら、倉吉未来中心の舞台技術室との連携や外部業者委託による増員配置などにより対応します。

ク【施設設備の維持管理対応者の配置】

館内の適切な維持管理業務を行うため、日中時（8:30～17:30）には施設管理担当職員を施設管理室内に1名以上配置します。

また、夜間時（17:30～22:00）は、通常、運転監視業務受託業者の監視員1名を常駐させますが、梨花ホールにおいて大規模催事（概ね1,000人以上）が行われる場合には、不測の事態への対応強化のため、施設管理担当職員1名を追加配置します。

※「職員配置の記載の参考例」は別紙（資料2）のとおり

（4）障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用については、財団は常用労働者45.5人以上の事業者であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者1名を雇用しているところです。会館業務の全般に関わる補助業務に携わり、一員を担っており継続して雇用します。

また高齢者雇用については、現在、職員の定年は年齢60歳としており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日まで継続雇用しているところです。年齢65歳以上の雇用については、定年の引き上げを実施するなどした場合、その経験、知識等を最大限に活用するなどのため、今後、検討することとしています。

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者	総務課員	非常勤職員	20日	総務・施設利用・企画制作等の補助業務に関すること等	1	
	計				1	
高齢者	—	—	—	—	—	
	計				0	

(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置

ア【施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験】

(令和2年2月現在)

実務経験	人数	主な実務の内容
5年	1	施設設備の総合保守管理、営繕、防災、三館（県民文化会館・図書館・公文書館）の調整
4年	1	電気設備等の施設設備の維持、保守管理

イ【維持管理業務に関する資格を有する保有状況】

(令和2年2月現在)

資格の名称	資格の概要	人数
1級建築士	建築基準法及び消防法上の建築物及び建築設備である舞台設備（舞台機構、音響、照明、映像）の営繕計画及び指導に関する資格（国家資格）	1
建築物環境衛生管理技術者（ビル管）	建築物の環境衛生の維持管理に関する監督ができる	1
第3種電気主任技術者	事業用電気工作物の工事、維持、運用に関する保全監督させるための技術責任者	2
エネルギー管理士	エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視	1
第1種電気工事士	会館内の電気工事（低圧・高圧）が施工できる	1
第2種電気工事士	（会館においては、認定電気工事士となる） 上記工事士及び電気主任技術者の監督下で電気工事が施工できる ※1名再掲	2
危険物取扱者乙種4類	主としてガソリン等の揮発性燃料の取扱い及び管理監督ができる	1
2級ボイラー技士	2級ボイラー技士は伝熱面積の合計が25㎡未満のボイラーを取り扱うことができる	2
第2種冷凍機械責任者	1日の冷凍能力が300t未満の製造施設における製造にかかわる保安監督が可能	1
低圧電気取扱者安全衛生特別教育修了者	低圧電力従事者の労働安全衛生法に基づく定期保安講習修了者で、低圧電力の作業が安全にできる ※1名再掲	2

(6) 文化芸術事業を実施していくために必要な専門職員の配置

ア【(公社)全国公立文化施設協会、(一財)地域創造、その他団体が実施する研修会への過去3か年の参加実績】

(公社)全国公立文化施設協会関係		(令和2年2月現在)
・全国公立文化施設協会研究大会	・全国劇場・音楽堂等舞台技術職員研修会	
・全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会	・全国公立文化施設協会近畿地域舞台技術研修会	
・全国公立文化施設協会中四国地域アートマネジメント研修会	・全国公立文化施設協会中四国支部業務管理研修会	
・全国公立文化施設協会中四国地域「舞台技術研修会」		
(一財)地域創造関係		(令和2年2月現在)
・文化政策幹部セミナー	・ステージラボ横浜セッション	
・ステージラボ兵庫セッション	・ステージラボ滋賀セッション	
・ステージラボ静岡セッション	・ステージラボ「公立ホール・劇場マネジャーコース」	
・ステージラボ新潟セッション	・劇場・音楽堂等人材養成講座	
・ステージラボ上田セッション	・地域劇場のためのアートマネジメント研修会	
・ステージラボ豊田セッション		
その他団体関係		(令和2年2月現在)
・愛知県舞台技術者セミナー	・島根県公立文化施設協議会舞台技術研修会	
・GrandMaonPCCO MANDWING 初級トレーニング	・鳥取県文化施設協議会自主企画事業及び施設管理業務合同研修会	
・しまね地域文化コーディネーター人材育成研修	・鳥取県文化施設協議会舞台技術研修会	
・しまね「ステージテクニカルアカデミー」	・兵庫県立芸術文化センター「舞台技術セミナー」	
・島根県舞台技術研修会		

※文化芸術及び舞台技術に係る主な研修のみ記載。

その他、下記の管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねている。

研 修 会 名		(令和2年2月現在)
・接遇・クレーム対応研修	・管理者・責任者のためのコミュニケーション講座	
・産業保健セミナー（メンタルヘルス等）	・女性のキャリアアップ応援セミナー	
・健康づくりセミナー	・若手社員セミナー	
・環境マネジメント（TEAS）研修	・安全衛生推進者養成講座	
・公益法人税務・会計セミナー	・KYT（危険予知訓練）研修	
・コンプライアンス研修会	・あいサポーターステップアップ研修	
・ユニバーサルデザインセミナー	・ヒューマンエラー防止対策研修	
・障がいのある方とともに働くためのセミナー	・販促マーケティングセミナー	
・ボランティアコーディネーター養成研修会	・人事管理者セミナー	
・労務管理セミナー	・鳥取県PPP/PFI 推進地域プラットフォームセミナー	
・不当要求行為等対策責任者研修	・とっとり障がい者仕事サポーター養成講座	
・公益法人制度運営セミナー	・新入社員（雇入れ時）安全衛生教育	
・とっとりエコサポーター養成講座	・女性リーダースキルアップ研修	
・保全業務マネジメントセミナー	・フルハーネス型墜落抑止用器具作業者特別教育	
・リスクアセスメント担当者研修	・産業廃棄物適正処理実務者研修	

イ【舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験】

(令和2年2月現在)

実務年数	人数	主 な 実 務 の 内 容	
26年	1	舞台機構、音響担当、映像担当	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台技術、舞台音響技術、映像技術の提供と支援
		テクニカルディレクター … 4事業5公演 舞台監督業務 … 2事業2公演 音響プラン … 24事業24公演	制作作品の統括、進行管理、予算管理、委託者との調整、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整
18年	1	舞台機構、音響担当、映像担当	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台技術、舞台音響技術、映像技術の提供と支援
		テクニカルディレクター … 1事業1公演 舞台監督補助 … 2事業2公演 映像プラン … 8事業8公演 舞台監督業務 … 2事業2公演	制作作品の統括、進行管理、予算管理、委託者との調整、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整
12年	1	照明担当、音響担当	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台照明技術、舞台音響技術の提供と支援
		照明プラン … 5事業5公演	演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整、予算管理
8年	1	音響担当、映像担当	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台音響技術、映像技術の提供と支援
		音響プラン … 5事業5公演	演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整、予算管理
3年	1	照明担当	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台照明技術の提供と支援
		舞台監督補助 … 1事業1公演 照明操作 … 1事業1公演	出演者への助言及調整
1年	1	音響担当	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台音響技術の提供と支援

ウ【舞台技術に関する資格の保有状況】

(令和2年2月現在)

資格の名称	資格の概要	人数
第3種電気主任技術者	事業用電気工作物の工事、維持、運用に関する保全監督させるための技術責任者 (国家資格)	1
FATECメンテナンス資格 修了者	舞台機構設備に使用されているインバータ制御、コンピュータ制御関係に関する 資格(講習修了)	1
昇降機検査資格者	舞台機構設備に使用されている昇降装置(吊物、迫り、客席天井、可動プロセニアム) に関する資格(講習修了)	1
1級舞台機構調整技能士 (音響調整作業)	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格(国家資格)	1
1級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格((一社)日本音響家協会認定資格)	1
2級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格((一社)日本音響家協会認定資格)	1
3級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格((一社)日本音響家協会認定資格)	1
1級舞台照明技術者	舞台照明の業務運用、演出効果に関する資格((一社)日本照明家協会認定資格 (技能認定))	2
第2種電気工事士	上記工事士及び電気主任技術者の監督下で電気工事が施工できる	1
低圧電気取扱者安全衛生特別 教育修了者	低圧電力従事者の労働安全衛生法に基づく定期保安講習修了者で、低圧電力の作 業が安全にできる	1
玉掛け技能者	吊物(美術道具、照明器具、スピーカ)に関する資格(国家資格)	6
巻上機運転者	舞台設備(舞台機構:巻取ドラム式ライトバトン、舞台音響:吊マイク装置)に 使用されている吊物機構に関する資格(特別講習終了)	4
小型移動式クレーン運転技師	舞台上にセット等を吊下げ・昇降させる際に、周囲との干渉やゆれ、昇降速度等 を考慮した運転技能に応用(講習終了)	2
甲種防火管理者	消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有 し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位に ある者(講習終了)	2
消防設備士甲種4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備の 工事・整備・点検ができる	1
安全管理者	安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する者	1

(7) 人材育成

県民、利用者の皆様に高品質のサービスを安定・継続的に提供するとともに、より効率的な運営を推進していくためには、職員一人ひとりの勤務意欲と能力を一層向上させ、人的資源を最大限活用できるシステムづくりが必要であるため、職員研修については体系立て、職員に対する研修の強化をはじめ人事給与制度や勤務評定制度の充実など、人材育成に向けて取り組んでいます。

ア【人材育成のフレーム】

限られた人材(人財)を育成するには、中長期的視点に立った計画が求められます。中長期的に人材を育成するには、現在の指定管理者制度は不利な面がありますが、徐々に指定管理期間も長期傾向にあるため、3年～5年を目安に計画を立てて進めています。

組織のミッション及び事業計画を実現するために、どのような能力や価値観を持つ「人財」が求められるのか、まずはイメージし、その方針を「職階ごとに期待される職員像」として定義し、具現化します。

イメージ

施設の設置目的から

県民文化会館＝県民の文化の振興を図る

倉吉未来中心＝人と人の交流を促進し地域の活性化を図る

財団定款から

組織の目的＝県民文化の育成と振興、文化活動の場の提供、自主的な活動の支援、人と人との交流、地域の活性化



心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現

- 上記の目的達成から導かれるホールが担う役割＝貸館から創造へ（舞台芸術や音楽等を創造、地域の活性化を）
- ホール自らが主体となり**創造していく拠点施設（創造型施設）**となること
- **創造型施設を支えるための専門性を備えた職員の配置＝不可欠な条件**



- 求められる職員＝
 - ・施設や設備が備える可能性や機能を最大限に活かすことのできる専門性
 - ・創造的活動を実践していく上で必要とされる専門性その具体：
 - ・施設や地域の特色を加味した事業の企画提案できる専門職員（プロデューサー等）
 - ・創造的活動を行うための専門職員（制作、教育普及、広報宣伝、営業等）
 - ・舞台設備の管理だけでなく、舞台設備を有効に活かした創造活動のできる専門職員（舞台監督、照明プラン、音響プラン等の舞台技術者）
 - ・法令・規則に準拠した活動のできる知識と技能（資格）を有し、施設の安全性や非常時を想定した様々な手続きが可能な専門職員

イ【研修の強化】

（ア）接客能力の向上

県民、利用者の皆様へのサービスに直結する受付、応対能力の向上を図るため、効果的な接客研修を全職員対象に実施します。

（イ）アートマネジメント能力の向上

文化芸術に係る事業を推進していく上で必要不可欠なアートマネジメント能力の向上については、（一財）地域創造や（公社）全国公立文化施設協会等の主催する研修等への積極参加により対応します。

（ウ）舞台技術能力の向上

ホール利用者への技術提供や舞台創造部門を担う舞台技術職員の技術力向上については、（公社）全国公立文化施設協会主催の舞台技術研修をはじめ各地で開催される専門セミナーへの積極参加により対応します。

（エ）管理職養成の強化

経験年数を経た職員や管理職にある職員への効果的な研修を進めることとし、各種団体が開催する管理職養成講座等への積極的な受講を進めます。

（オ）その他管理運営能力の向上

人権研修、個人情報保護研修、会計事務研修などの管理運営上必要不可欠な各種研修についても、形骸化させることなく常に効果的な内容となるよう充実します。

また、研修の実施にあたっては、スキルアップだけでなく職員の意識改革や研修経費の節減等も視野に入れ、鳥取県公社事業団等職員互助会或いは地域の類似団体との連携による研修の共同実施（各団体に共通する内容のもの）をするなど検討します。

ウ【意欲向上策】

(ア) 勤務評定制度の充実

職員の勤務意欲を一層向上させるため、職員の能力や勤務態度・実績等に応じて給与や昇格を決定する制度にしています。本制度については、人材育成の視点にも十分配慮しながら、評定内容の充実、面接指導の実施など個々の職員の能力向上に一層活かします。

(イ) 管理職の執務姿勢自己診断援助制度

管理職の執務姿勢の向上や自己啓発・研鑽に役立てるため、部下職員からの勤務姿勢診断（援助）制度を導入しています。

(ウ) 自己開発支援制度

自己啓発活動助成制度を導入しており、職員自らが業務に必要な研修受講を企画し、また能力向上に資する資格取得を希望する場合に受講費や受験費の助成を行い、職員の積極性を促す環境づくりを進めています。また、キャリアアップを待遇面へ反映させる仕組みも継続的に検討します。

《職員研修システム》

【定義】 a 専門知識・技能 b 対人関係 c 概念化（課題発見及び解決） d 自己スキルアップ
【教育訓練】 a OJT＝実地研修 b OFF-JT＝外部研修 c 自己啓発＝知識・技術スキルアップ



4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

特になし。

5 法人の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者45.5人以上の事業者であり、
 - 法定雇用率を達成している。
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり、
 - 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
 - 障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
- 男女共同参画推進企業認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001 又は TEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。
- 認証登録されていない。



【男女共同参画推進企業認定証】
 (初回認定：平成20年10月2日)
 (更新認定：平成27年2月16日)



【TEASⅡ種認定登録証】
 (初回登録：平成24年9月19日)
 (更新登録：平成30年9月18日)
 (有効期限：令和3年9月18日)



【鳥取県文化振興財団環境宣言】
 (制定日：平成24年3月12日)
 (改訂日：平成29年4月1日)
 (改訂日：平成30年6月13日)

(4) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



【あいサポート団体認定証】
 (認定：平成26年5月21日)

令和2年度鳥取県立県民文化会館利用率・利用者数見込

区分 施設	利用率見込 (%)	利用者数見込 (人)	備 考
梨花ホール	62.0	44,500	
小ホール	69.0	26,100	
リハーサル室	80.0	11,300	
第1練習室	98.0	2,500	
第2練習室	88.0	3,300	
第3練習室	92.0	4,400	
第4練習室	93.0	7,500	
展 示 室	85.0	37,800	
第1会議室	63.0	19,900	
第2会議室	84.0	20,800	
第3会議室	40.0	3,200	
第4会議室	90.0	12,300	
第5会議室	80.0	6,100	
第6会議室	67.0	4,500	
第7会議室	72.0	3,600	
第8会議室	81.0	4,300	
会議準備室	33.0	250	
フリースペース	70.0	32,000	
合 計	75.0	244,350	

※特定天井工事（梨花ホール4～10月、小ホール4～7月）による減を想定

〔梨花ホール^{夜間}催事、小ホール^{昼間}催事時の職員配置の一例〕

配置場所	職員配置の時間帯	職 名											合 計
		館長	総務部長	総務課員	施設管理員	施設利用課員	企画制作部長	制作・学芸課員 (西部事務所含む)	文化事業課員 (未来駐在) (とりアート1名を含む)	とりアート推進課 (西部事務所含む)	舞台技術室長	舞台技術室員	
		定数1	定数1	定数4(1)	定数2	定数6(4)	定数1	定数7 (西部1)	定数3(1)	定数5(1) (西部1)	定数1	定数6(1)	定数34 (文化事業課員を除く)
事務室	8:30～10:45	1	1	2			1	5		2			12
	10:45～13:15	1	1	2			1	7		4(1)			16(1)
	13:15～17:15	1	1	2			1	7		5(1)			17(1)
	17:15～19:30							2		1			3
	19:30～22:00							1					1
受付	8:30～10:45					2(1)							2(1)
	10:45～13:15					3(2)	1						4(2)
	13:15～17:15					4(2)	1						5(2)
	17:15～19:30					2(1)							2(1)
	19:30～22:00					1							1
施設管理室	8:30～10:45				1								1
	10:45～13:15				1								1
	13:15～17:15				2								2
	17:15～19:30				1								1
	19:30～22:00				1								1
梨花ホール (催事時等)	13:15～22:00										4		4
小ホール (催事時等)	8:30～17:15									1	2(1)		3(1)

※1 () 内の数は非常勤職員数を示し、内数です。

※2 夜間の受付事務対応は、17:15～19:30は3名、19:30～22:00は2名とし、うち1名は保安上男性職員を充てることとします。

※3 梨花ホールの催事対応については、催事の規模等により29名体制(未来中心及び西部事務所を除く)を取ることであり、本例は比較的大規模な催事を想定しています。

※4 「文化事業課(倉吉未来中心駐在)」の県民文化会館本務職員2名については、倉吉未来中心管理事務室内での執務を想定しており、当財団が倉吉未来中心の管理も受託した場合には、同館総務部兼務とし、「※2」と同様、同館夜間の受付事務にも対応することとします。

※5 職員配置の時間帯の中には職員の休憩時間も含まれているため表中に記載している職員数の配置を下回る時間帯も生じますが、業務が停滞しないよう休憩時間の設定等勤務時間の割り振りを行います。